

人として君の爲め父の爲めに助けとならず世間の用をなさずして天地の道に少しの補ひなく人を憐れむ徳もなく人を救ふ功もなくして天地の物を損ひ費すは禽獸草木の民用を助くるにも若かずと。

古來公益を興したる實例多し奈良平安朝時代に見るに先づ光明皇后の貧民救濟機關としての施療院弘法大師の公衆教育機關としての綜藝種智院を始め各宗高僧の悲田施藥療病救田院制度の如き其組織の完備整齊せる事今人をして驚歎舌を巻かしむるものあり又弘法大師の橋梁を架設し堤防を築けるが如き行基菩薩の諸國を遍歴して渡船を設け溝渠を通じたるが如き傳教一遍の事蹟等數ふるに違あらず彼の各宗祖師を開山と云へるは山間僻地を開

公益の實

開山の實

公益の種

公益の實行

比兵とは
佛僧なり
弟子なり

拓するの意に出づと去ふの一事に見るも昔時佛教家の公益を重んじたるの深きを知る可し然るに今時の佛教家は滔々たる社會進歩の趨勢にも注意せず舊套弊習を脱するに意もなく晏々如として徒手坐食の誹を招く寔に慨歎す可きなり。

公益の實行は博愛心の發達に基因し博愛心は衆生恩を知り一切衆生を父母兄弟視するの佛心に任せずんば萌芽せず。

公益の種類を示せる佛説は世尊諸の比丘に告げたまはく五種の施ありて能く大福を得しむ一には公園美觀を設備するなり二には林樹の栽培なり三には橋梁の架設なり四には大船を造作するにあり五には往來人の爲めに房舎

住所を造作するにありと、三千年前の古説教なるも、未だ如何なる文明社會も、之を完全に實現するに至らず、又爾時世尊偈を以て答へ給はく、曠路に好井を作り、林園に種果を植ゑ、清涼樹林を作り、橋と船とを作りて貧民を渡し、布施して淨戒を修め、智慧ありて慳貪を捨てなば、功德日夜に増長し、常に天中の人に生るべしと實に人生の理想境は、自己の徳義と財貨とを完全に進めて以て人類進歩の頂上たる公益的の社會人となるにあり。

第四節 世務

世務ヲ開キ

世務は公益の精神的に重きを置きたるに對して實際的

部面と云ふ可く、又公益の利他本位なるよりは、自他兼利の意義あり、即ち「世務ヲ開キ」とは、世に有益なる事業に従事せよとなり、有益なる事業を開展發達せしめよとなり、苟くも不正の事業にあらざる限りは、世に全く無用の事業としてはなきも、此所は爲し能ふ丈け有益の事業に従事せよとの聖意と窺ふ可し、詩を作るより田を作れとは、一面賦作詩家を誡めたるものなるも、亦一面人をして實用的ならしめんとする訓誡たり。

世務を開きし實例は、榮西禪師の支那より茶種を持來りて梅尾に植付け、漸次全國に栽培せしめたるが如き、岩崎彌太郎の航海業、先に於ける、本木昌藏の印刷術開始に於ける、伊能忠敬の日本地圖製作に於けるが如き、著明也、外國に

於ては、エジソンの電氣事業の如き、ワットの蒸氣發明の如き、コッホの微菌發見、ゼンナーの種痘創始の如き、其他牧擧に違あらず。

世務を開くとは、開拓なるを以て、常に着眼を敏銳にして、便利なる事業を工夫する事肝要也。之が爲めに忘る可からざるは、大智禪師の所謂一日爲さずんば一日食はずとの心を以て、力めて時間を浪費せず、小は寸効の事業にても必ず身に之を行ひ、大は國家的世界的の事業をも經營するの覺悟ある可し。

尙人として相當の事業を有し、相當の財産を作ると云ふ事は、社會に對し、子孫に對する義務なり、恒産なきものは恒心なしと云ひて、世の罪惡に陥るものが無業無産の徒なる

に鑑む可し。

前述せる學術成功の要素が時間と勤勉とにあるが如く、公益世務に於ても、時間と勤勉とは重大要素なり、時間と勤勉とを空しうせざる事は、人生の優勝者たる唯一の原因なり。

以上公德を抒述し了りね、之が實現は一に吾人臣民が各自奮起して、専ら進取開發的の氣象を養成するにあり、自利の小を捨て、總て國家社會人類の利益の爲めに活動するは、如何に勇々しく活潑なるかを思ひ見よ。

私徳を全備し、公德を充實したる人は、人類の模範たり、是れ眞に菩薩の修行にして、自利々他圓滿の方法也、又世に立

吾人の大理想也

吾人の大理想は、國家の統一と國民の幸福に在り。此の理想を達成せんが爲め、我々は法律を遵守し、義務を履行すべし。法律は國家の基盤なり、國民の行動の規範なり。我々が法律を尊重し、義務を履行すれば、國家は安んじ、國民は幸福を得べし。此の理想は、我々の責務なり。我々皆、此の理想を以て行動すべし。

第六章 遵法奉公

第一節 平時の忠義

常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

此句は次の「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」と云へる迄連續せるも、今便宜の爲め二章に分説す可し。『國憲』とは國家の憲法にして、日本憲法は我日本帝國の根本規準たり。國家の成立、天皇の神聖、臣民の權利自由等、懸りて此一章より湧く。又次に若しも日本臣民の規準たる國法をからんには、國民統治の安全を得可らず。古代に於ては人文共に簡約にして、法律の條項も極めて僅少なりしも、今日の如く文明の進歩と各國交際の間、立つに及んては到底

日本憲法
及法律

實踐教育勸諭真鑑
法三章を以て規矩する能はず之を以て根本憲法より枝末
民刑法に至る迄幾萬條に規定せられたり是れ實に吾人の
生命財産名譽地位等を保護する唯一の保證たり之遵守す
るによりて相互の幸福を増加し國家社會の進歩を促す學
者が法律の不完を以て文野の程度を測量す可しと云へる
は是也故に古來法律は神聖視せられ古羅馬帝國に於ては
外國歸化人に其國法を適用せずとの制裁ありき況んや我
日本帝國憲法法規は任意に制定せられたるにあらず憲法
及び皇室典範發布の詔にも「惟フニ此レ皆皇祖皇宗ノ後裔
ニ貽シ給ヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラズ」とありて
上皇祖皇宗の遺訓に本づきて國家維持の本分を確定せら
れたるは憲法にして此憲法の保證と天理人道とに參酌し

法以神聖視せられ古羅馬帝國に於ては外國歸化人に其國法を適用せずとの制裁ありき況んや我日本帝國憲法及び皇室典範發布の詔にも「惟フニ此レ皆皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シ給ヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラズ」とありて上皇祖皇宗の遺訓に本づきて國家維持の本分を確定せられたるは憲法にして此憲法の保證と天理人道とに參酌し

世界の形勢に察し人情の至微に鑑みて制定せられたる法
律なるに於ておや此憲法を尊重し法律を遵守するは我國
家に服從し且つ人道を濶歩する所以也
然るに近時法律を蔑視し却つて人生の繁累なるが如く
誤解せるものあり乞ふ之が爲めに例示せん凡そ人の此世
の生存するや長壽不死を願望せざるなし今假に各人の願
望を達すべき新法設けられたりとせよ百歳二百歳は愚か
千萬年の長壽も誇るに足らざるに至り子孫會孫玄孫は愚
か玄孫の玄孫遠孫の遠孫も共に生存するを以て人口の増
殖夥しく地球は忽ち人頭を以て填塞せらる可し爲めに起
る食物不足物品缺乏之苦患は名状す可らず加之惡蛇毒虫
も亦不死の願望達せずんば止まざる可し此の如くにして

法律の爲めに護せられて死刑を宣告せらる幾多の弟子朋友等は脱走の法を講じて告ぐるに彼は嚴然として叱して曰く我は國家の爲めに法律の尊嚴を説くものなり蓋んそ一身の安固を願はんが爲めに國法を破らんやと應ぜず近頃は老中松平定信臺城營築の命を受けて京都に上らんとし箱根の關所を過ぐるに笠を脱せざりしを番人に答めらる彼れ勢威を以て番人を答めざるのみならず自ら法に違したるを深く愧ぢ更に笠を脱して通過し番人に向つて謝したり京都に赴くに及んで當時の諸藩は不遜にして下馬所に下駕するものなきに拘らず自ら之を嚴守して籠を作れり又石田梅巖は公の制札を見れば遠くより笠を脱して

法律の爲めに護せられて死刑を宣告せらる幾多の弟子朋友等は脱走の法を講じて告ぐるに彼は嚴然として叱して曰く我は國家の爲めに法律の尊嚴を説くものなり蓋んそ一身の安固を願はんが爲めに國法を破らんやと應ぜず近頃は老中松平定信臺城營築の命を受けて京都に上らんとし箱根の關所を過ぐるに笠を脱せざりしを番人に答めらる彼れ勢威を以て番人を答めざるのみならず自ら法に違したるを深く愧ぢ更に笠を脱して通過し番人に向つて謝したり京都に赴くに及んで當時の諸藩は不遜にして下馬所に下駕するものなきに拘らず自ら之を嚴守して籠を作れり又石田梅巖は公の制札を見れば遠くより笠を脱して

法律の爲めに護せられて死刑を宣告せらる幾多の弟子朋友等は脱走の法を講じて告ぐるに彼は嚴然として叱して曰く我は國家の爲めに法律の尊嚴を説くものなり蓋んそ一身の安固を願はんが爲めに國法を破らんやと應ぜず近頃は老中松平定信臺城營築の命を受けて京都に上らんとし箱根の關所を過ぐるに笠を脱せざりしを番人に答めらる彼れ勢威を以て番人を答めざるのみならず自ら法に違したるを深く愧ぢ更に笠を脱して通過し番人に向つて謝したり京都に赴くに及んで當時の諸藩は不遜にして下馬所に下駕するものなきに拘らず自ら之を嚴守して籠を作れり又石田梅巖は公の制札を見れば遠くより笠を脱して

法律の爲めに護せられて死刑を宣告せらる幾多の弟子朋友等は脱走の法を講じて告ぐるに彼は嚴然として叱して曰く我は國家の爲めに法律の尊嚴を説くものなり蓋んそ一身の安固を願はんが爲めに國法を破らんやと應ぜず近頃は老中松平定信臺城營築の命を受けて京都に上らんとし箱根の關所を過ぐるに笠を脱せざりしを番人に答めらる彼れ勢威を以て番人を答めざるのみならず自ら法に違したるを深く愧ぢ更に笠を脱して通過し番人に向つて謝したり京都に赴くに及んで當時の諸藩は不遜にして下馬所に下駕するものなきに拘らず自ら之を嚴守して籠を作れり又石田梅巖は公の制札を見れば遠くより笠を脱して

一九〇

起る慘禍は到底死亡の悲歡の償ふ所ならざるを知りて人類生物死亡律の恩恵を發見すべし又一例を以てせん凡そ人皆自由を希望せざるはなし今假に之を完全に達す可き新法設けられたりとせよ一日の天候に於ても晴天を願ふあり雨天を願ふあり寒氣暖氣人が各々其希望を異にするを以て一方は晴空にして他方は曇天あり東寒西暖南風北雨其天象の複雑混亂名狀す可らず之を以て植物繁茂せず生物順應の成長を遂げず斯の如くにして起る不幸は却つて天候に對する自由の權利を得ざるに勝るを知りて始めて天然律の恩恵を發見すべし法律は此天然律と等しく一旦拘束不自由の如きも其實國家社會人類安祥の規律として寸時も缺く可らず

第五卷 完全なる公論

一九一

敬禮せり、是亦法律遵守の模範也。

平時の忠は違法の一事に限らず、殖産興業の如き、殊に違法の積極的に發したる納稅義務の如き選舉權執行の如き皆此中に含ひも、そは本篇全體上に詳説せるを以て今は唯此一句の意義を示せるのみ。

積極的な
違法性

第二節 非時の忠義

一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ

是れ極めて稀にある可き國家の危急に處するの道を示し給ひたるもの也。「一旦」とは常ならざる也。「緩急」は緩と急とに用ゆれど此は急を云ふ。「義勇」は正義の勇氣也。「公」はオホキクにして君公國家を云ふ。「奉シ」はウクル也。一旦緩急の場合とは内憂外患の際也。内に皇敵國賊起り又は外國と覺

奉公の意

日本歴史
の偉績

日本國土
の美

端を開くが如し、近くは日清日露役の如き然り、我日本帝國は金匱無缺の國體にして、世界無比の歴史を有せり、而して此歴史は吾人が世界無比の榮耀と幸福との源泉にして、偏へに皇祖皇宗御仁惠の賜たり、又永き間に於ける吾人臣民の祖先が積累したる功勞の結塊たり、吾人が今日此の如く安全に此の如く榮譽と福祉とを享受するの厚恩は、海岳雷ならずのみならず、又上古天神の宣託によりて此美麗なる國家を預り來れる所詮には、更に之を完全に美麗に莊嚴して、後の子孫に傳ふるは、吾人臣民當然の義務たり、之を忘れて獨り日本臣民たるの榮譽を擅にす可からず。又此國土に就て思へよ、四邊灣入屈曲して船舶往來すべく、魚鼈波紋に躍るあり、春花秋紅、黃鳥歌ひ、雲雀奏つ、氣候は

温和にして萬物を潤澤し、土地は豊壤にして百穀成熟す、彼の藤田彪が文天祥の正氣歌を和せる初めに、天地正大の氣粹然として神州に鍾る、秀ては不二の嶽となり、巍々として千秋に聳ゆ、注いては大瀛の水となり、洋々として八州に環る、發しては萬朶の櫻となり、衆芳共に儔ひし難し、凝りては百練の鐵となり、銳利なると蓋をも割く可し、蓋臣は皆熊罥武夫は盡く好仇、神州熱れか君臨し給ふ、萬古天皇を仰ぐ、皇風は六合に洽く、明德は太陽に侔しと云へるの盡せり、あゝ此地、域此國土は、寔に是れ祖先が埋骨の墳塋にして、吾人が永久に安眠すべき寂光土たり、此國家の安泰と平和とを保護する事は、吾人が事業中の最眞正なるものにあらずや。
神皇正統記に曰く、朝夕に長田狹田の稻の種を食ふも、皇恩なり、晝夜生井榮

井の水の流れを呑むも神徳なり、之を思ひも入れず、あるに任せて慈を恣にし、私を先にして公を忘るゝ心あるならず、世に久しき理侍らじと、又凡そ王士にはらまれて、忠をいたし命をすつるは、人臣の道なり、必ず之を身の高名と思ふべからずともあり。

殊に吾人佛教徒として、國家皇恩に報すべき大恩ある事を忘る可らず、此の如く國家安泰にして、皇室の連綿相渝らざるあるが爲めに、佛種は一年一年に繁殖し、渡來以來一千三百有餘年間に於て、國家を擧げて佛教化したるのみならず、今や此幸福泰寧の原素たる佛種を全世界に向つて頒布すべき一大策源地たるに至れり、故に益々此國家の安泰を到來せしむるは、世界をして等しく佛陀の光被に霑はしむる所以也、之を古徳は夫れ佛法無上と雖も、獨立すると能は

ず國存するに依て法も亦建立するなり皮の存せざる毛將
 たいづくんかつかん未だ其國亡びて法獨り存するものは
 あらざるなりと云へり佛説に曰く國に君王ありて一切人
 民安きとを得是故に王は一切衆生安樂の本なり在家出家
 の正義道德は皆正國によりて住持せられ流布せらる若し
 王力を借らずむば諸事成る可らず諸種の善法も從つて亡
 ぶ可し焉んぞ能く利濟の法を立てんや此故に修する所の
 一切功德の大部分は國王に屬すと國王と佛教との關係夫
 れ斯の如く深密也誠に若し國家に常の安泰なく皇室の異
 變を來すが如き事あらんか時として彼の始皇帝が經書儒
 典を灰燼したるが如き武帝會昌の破佛の如き不幸を惹起
 したるや計るべからず。

有名門は
 多し殿宮
 する家の
 るの院

尙國王と佛教との關係を見るに重要なる例證あり往昔
 釋尊法を附屬し給ふに我是法を以て國王に付囑し比丘比
 丘尼優婆塞優婆夷に付囑せず所以如何となれば王の威力
 なくんば能く建立せずと云ひて専ら國王を以てしたり現
 に佛教の興隆せしは印度は阿育迦賦色迦の二大王の佛典
 結集又は布教擴張に力を與へしにより支那にては明帝桓
 帝の譯經獎勵道場建設の力により西藏の如きは英主スロ
 ン、サン、ガンボの威力を以て全國を佛教化したるに依りし
 が如く我朝欽明天皇十三年百濟より佛教の渡來するや爾
 來皇室の尊崇頗る厚く寺塔建立に僧侶教育に又親ら剃髮
 授戒し給ひたるが如き代々の天皇が如何に深く佛教の興
 隆に力を盡し給ひたるや測る可らず是れ我國佛教が今日

の盛況を致せる原因にして偏へに皇室の恩徳と感謝すべき所なり而して此皇恩國恩に報ずるは又延いて佛陀の鴻恩に酬ゆる所以也。

「義勇公ニ奉シ」とは公に奉ずるは必ず義勇なる事を示し給ふ皇祖皇宗並に下五千萬同胞の祖先が積功累徳したる此犠牲の歴史を賊はんとする國敵を膺懲する行爲は一として義勇ならざる事あらんや皇祖皇宗肇國の苦心景行仲哀天皇の西征に於ける楠公新田氏の國賊に於ける龜山天皇時宗の外寇に於ける織田豊臣氏の内治に於ける又日清日露の役に於て忠勇義烈に斃れたる幾十萬同胞の事蹟に鑑みよ實に絶大の代價を提供して保存したる今日の日本國家也人生の生命は重大なるも義の重きに比較す可らざる

義勇の意

日本帝國の價値

生命の價値

るが故に義は泰山よりも重く死は鴻毛よりも輕しと云ふ而して吾人が危急の場合に立ちて一命を捧げたるが爲めに斯かる高價の國家を償ひ且つ永久鞏固の基礎を得可しとせば吾人が子々孫々の幸福感謝は如何に浩大なる可きか加之祖先に對して如何に深き面目を施さる可きか思へば緩急の場合に奉ずる生命は軽くして又重き極みと云はざる可らず歌に曰く

君の爲め世の爲め何か惜しからん

すて、詮ある命なりせば……宗良親王

敷島の心和心を人間は

朝日に匂ふ山櫻花……本居宣長

と我日本帝國臣民は斯の如き優美なる思想と至誠報國無

限尊王の精神に富めり、之を大和魂と云ふ、過去日露の大戦役に於て、國力精力共に劣れる我國の勝利は等しく世界の疑問とする所なりき、權利義務觀念の外なき彼等の我大和魂の生粹を了解せざる所以也。

易經に君子は安うして危きを忘れず、存して亡を忘れず、治にして亂を忘れず、之を以て身安うして國家保つべきなりとあり、平時に處する吾人が唯一の訓戒とすべし。

戦争と國家強弱との關係は、吾人の考慮すべき問題也、一

一六七年伊太利は、ロンバルチカの同盟を以て、フリードリッヒに抗し、一一八三年獨逸の羈絆を脱するを得たり、然れども其兵士は金錢に依りて雇はれたるものなりしを以て、衷心の同心共力なく、戦勝の結果は、過大の費途に疲れて、市

民の衰頹を惹起したり、是れ金錢が強國の唯一原因にあらざる事を示せるものなり、又一三二七年エドワード三世は、佛王フイリッポ六世の即位を拒みて百年戦争を開始せるに、英國は敗戦に歸せしも、ノルマン、アングロサクソンの二人種を打破して一國民たらしめし、爲後來霸國の基礎を開きたり、是れ衆を得れば國を得、衆を失へば國を失ふと云ふものにして、即ち民心一致が強國の原因たる事を立證せるなり、史を讀むもの、着眼す可き所なり。

佛敎と國家強弱との關係も、亦看過すべからざる問題なり、人多くは印度の亡滅を以て佛敎の感化によるとし、厭世思想の害毒に歸せんとす、然れども是れ全く偏見なり、印度の亡國は氣候の熱帯にして、食物豊富なるより人民懦弱に

流れ且つ永き間獨立の文明を保持して他國の刺激を受けざりしによる事の大なるを擧ぐ可し若し夫れ厭世思想の如きは其極端なるに及んで弊害少しとせざるも印度人の厭世思想は佛教の眞意を誤解せるより起りたるものにして佛教必ずしも厭世思想のみを鼓吹するにあらざる事は我國現時の佛教之を反證するに足るべく進んで我國古來の武士道と佛教との關係に見れば佛教を國家元氣衰弱の原因とするの不當なるは明白ならん彼の佛法修行なくして大丈夫たるを得ずと云へる豊臣の家臣鈴木正三の如き幕末の武術家山岡鐵舟の如き其他多くの勇士は皆心膽修養の唯一要素として大死一番生死透過の佛道に心を傾けたるにあらずや。

世界心と

世界廣しと雖も我日本國の如く愛國に忠君に至誠心の横溢せるはなし是れ我日本國が義勇奉公を以て世界に冠たるのみならず總ての點に於て全世界を指揮すべき時期の到來すべき前兆なる可し。

大薩遮尼乾子經に曰く大王當に知るべし彼の大臣とは王に代りて政を理め一に王の心の如く國を愛し身を忘れ私務を營まず百姓を念護すると雙眼を養ふが如く王の所念に隨ひ念の如く即ち辨じて礙せず着せず正道を修行して非法を離れ時に隨ひ所に隨ひて惱害を行ぜず正しく王命に依りて十善法を行じ善行に違せず如法の義に違せず皆能く具足すと又以て王臣輔弼の箴戒とすべし。

忠經に力を盡すものは即ち其身に止り心を盡すものは即ち遠きに洪いなりと又報國の道四あり一には賢を貢ぐ二には敵を献ず三には功を立つ四には利を興す賢は君の幹猷は國の規功は君の將利は國の用皆是れ報國の

忠義の類
敵とは君
ゴトハカリ

道唯其能ありて之を行ふとあり賢を貢ぐとは私情に驅られずして良議員
を出すが如きなり。
戦争は最も廣き意味にて云へば國家的のみならず又個人的なるあり非常
時のみならず又平時なるあり有形的なるあり無形的なるあり今之を圖示
せん。

戦争

個人國家的

私的公的
商業上
商戰

又之を有形無形に分類すれば左の如し。

戦争

有形 武器の戦争(軍)
無形 生存の競争(商)
逆境の戦争(精神修養等)
自然的人爲的

稍々牽強附會に過ぐるが如きも吾人が事業に奮闘し逆境と戦ふも亦是
れ一種の戦争たり聞く印度の古代に於ける戦争なる語は牛を欲すと云

ふ意義を表はしたりと即ち水草負住の味野に於ける戦争の起原は、其生
活の料を欲する事に起れるものにして、現時の戦争は之が發展せるに外
ならずとせば、生存競争の劇甚なる活動も一種の戦争と見て強ち不當な
らざらん。

第七章 無窮ノ皇運

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

是前二句と相對す可きものなるも、尙此正宗分たる「爾臣民父母ニ孝ニ」よりの各項を承く、直接には適法奉公、義勇報國等が國家維持、皇運保持の本分たるも、間接には孝道友愛和順信義より智能啓發博愛公益等に至る迄、皆一として皇運の扶翼ならざるはなし、之を今上陛下は國を思ふ道に二つはなかりけり

いくさのにはにたつもたぬも
と宣へり。

第一節 皇運と國運

命なり、國歌に曰く、『天壤無窮ノ皇運』とは、アマツチと共に窮極なき皇室の運

國運と皇

命なり、國歌に曰く、いはほとなりてこけのむすまてと實に千代萬代かけて變異なきは我皇運なり茲に國運と云はずして皇運と示し給ひし所以を味ふ可し、違法奉公義勇報國等國家を維持す可き一切の道德を總括して皇運の扶翼に歸着せるは是れ萬國に比類なき我國家の特色、臣民の榮譽たる國運即皇運たる事を示し給ふ也、我國には國運を離れたる皇運なく皇運を離れたる國運なし、彼の時代の

與外國との

末路の

皇室の
分と臣民
の使命

優者の支配たる諸外國にては、時として國運保持の爲めに、皇帝を追放する事なしとせず、彼等は國家の爲めの皇帝にして、我の如く天皇の爲めの國家にあらざれば、是れ彼我相違の一大特点なり、彼の一七七四年世界榮華の極の王冠を載きたるルイズ十六世陛下が、一七九三年一朝革命軍の襲ふ所となりて、忽ち獄裡の人となり、遂に斷頭臺上の慘澹たる末路を演出したるが如き、近くは葡國革命後に於ける王室逃遁の窮狀に見ば、思ひ半ばに過ぐるものあらん、然るに我日本國に於ては、皇室と國家との間に、前後輕重なきのみならず、又皇室と臣民との間に、極めて密接なる關係あり、上述せる如く、其本源祖先は等しく天神より流出し、皇室は其大本宗家として、吾人臣民の祖先以來、厚恩に浴したる御

親家也、又此國を統治し給ふ使命を天神より直接に承け給ひたる天使也。此國は我正系子孫の永久に君たる可しと定め給ひたる所に基くものなれば、君は君、臣は臣、條然區畫して一毫犯す可らず、之を憲法に「天皇ハ神聖ニシテ犯ス可ラズ」と云ふ故に古來未だ會て不臣覬覦の憂患を醸したる事なし、是の如く世界に超越せる美点と特色とを有する我皇運を扶翼するは、吾人日本臣民に於ける無上の榮譽にして、又唯一の特權也。

第二節 宇宙と皇運

無窮の皇運に就て一問題あり、通常の意義に従へば、アメリツチと共に極りなき皇運と云ふ事にて、アメリツチの永きを

無窮に譬へ、例令アメリツチは滅する事あるも、皇運は滅する事なしと云ひ得可し、而も此アメリツチの解釋如何によりては、由々敷大問題を惹起せしむ、若し之を唯概括的に土壤を以て形造られたる此日本國土とすれば、左の結論に陥るべし、令之を舉示せん。

(一) 近代理學物理學等の原則によりて、總ての有形物が變遷しつゝあるとを證明せられたる以上、有形物の一たる地球の變遷も拒み難き所なる可し。

(二) 既に地球の變遷を許す以上は、地球の一部分たる日本國土の變遷も之を許さざるを得ず、是れ有形物の一なればなり、又全稱上より否定を成立すれば、特稱上の肯定を許す能はざるは論理の方則なればなり。

(三)本體たる地球及び日本國土の變遷拒む可らずとせば、
 況んや地球又は日本國土上に於ける現象の一たる日
 本皇運の變遷を許さざるを得ざるに於ておや、本體動
 いて現象靜かなる能はざるは、明白なる事理なればな
 り。

尙因みに科學の研究したる眞理として、宇宙に物質不滅勢力恒存因果理法
 の三則ある事を提供して本論の參考とすべし。

斯の如く論定し來れば、千代萬代變遷なき皇運を樹立す
 る事能はず、寔に世人若し有形世界を標準として無窮の皇
 運を解決せんとせば、それは恐らく無効に歸す可し、此地球世
 界は幾億萬年後を以て、必ず地熱冷却動植物絶滅等の變遷
 の運命に逢著せざるを得ざるは、天文、地文、物理、光學等によ

りて證明せらるゝ所也、地球世界の變遷に際して、其一部分
 に建設せられたる日本國土、獨り常住建在を擅にする能は
 ざるは、明白なる理由にして、從つて皇運も亦維持す可らざ
 るや、論を須たず、此勅語は斯かる深奥の意義なしとして止
 む可きか、聖意を害ひ奉るを如何せん、又後の之に疑惑せん
 ものを愈々深き疑惑に導きて、如何なる禍亂の端緒を生ず
 るや、測り難し、之が解決や必然也、而して吾人は佛敎因果説
 を藉るを以て、最も穩當切實なる解決を得可き事を斷言す、
 佛敎因果説とは、現今最も發達せる諸科學が攻究證明し
 たる萬有因果説に、一步を進めて、有形上の因果律を無形の
 精神界に應用して論及したるものなり、而も精神界の爲め
 に物質界を捨てず、物質界は精神界活動の舞臺にして、精神

座は點久遠の時
 ともなき時
 間たりは
 業の因は
 前生に因
 今に生る
 也を得る
 一業縁と
 共因人縁
 なるに立
 なるに立
 云ふに立

佛敎の成住壞空説とは、佛敎宇宙觀の半面たる時間的の

界は物質界の依る所とし、相互因果の關係あるとを立證す、
 今此佛敎因果説によるに、宇宙は勿論宇宙の一部分たる地
 球も過去遠々也無始曠劫來の因果關係の必然より出來せ
 るものにして、此世界の一部分たる日本國に五千萬の同胞
 が兄弟同棲して、今此皇室を奉載して、等しき觀喜等しき光
 榮を有するも、固より三千年五千年の近時に起りたる現象
 にあらず、過去塵點久遠劫來の因緣業感によりて、共業招致
 せる結果也、其間幾多の變遷生滅の存在せしや論なし、佛敎
 は之を成住壞空の四期に分つて説明す。

共業所感に二あり
 依報——國土食物等
 正報——人間禽獸等

實踐教育助語試論

二二四

法爾と
 自然其儘は
 なり

部分にして、空間的の説明にあらず、空間的説明には、虚空無
 邊なるが故に世界も亦無邊なり、又は三千大千世界等の説
 あるも今は略す可し、而して成住壞空説は、時間的無限を證
 明するに際し、無限の時間と有限の世界との交渉を説明せ
 る哲理也、此地球は無始法爾に存在せざる事を物質變化の
 状態に鑑みて推知するも、宇宙に於ける時間には、如何程研
 究考覈するも、限極を見出す事能はざるを以て、佛敎は變遷
 常なき此世界を、成住壞空の循環連鎖によりて無限の時間
 と結合したり、其成とは世界開闢以前の混沌中に於て漸次
 世界を形成せんとして、凝固しつゝある時代を云ひ、住とは
 世界開闢して草木國土人民蟲魚の繁殖し始めてより、世界
 の滋養及び其温度が其等の生存を許し得る間を云ひ、壞と

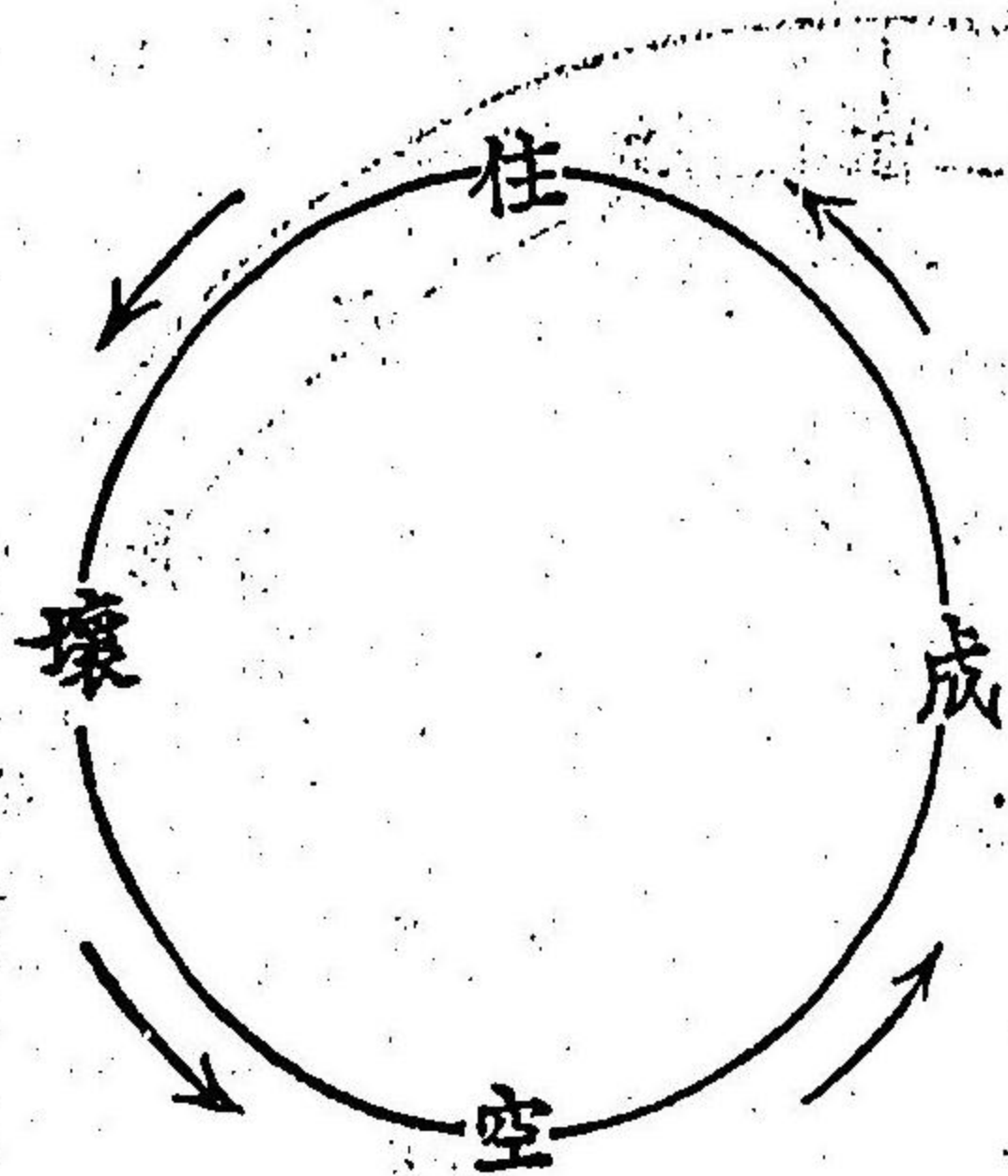
第七章 無窮の皇運

二二五

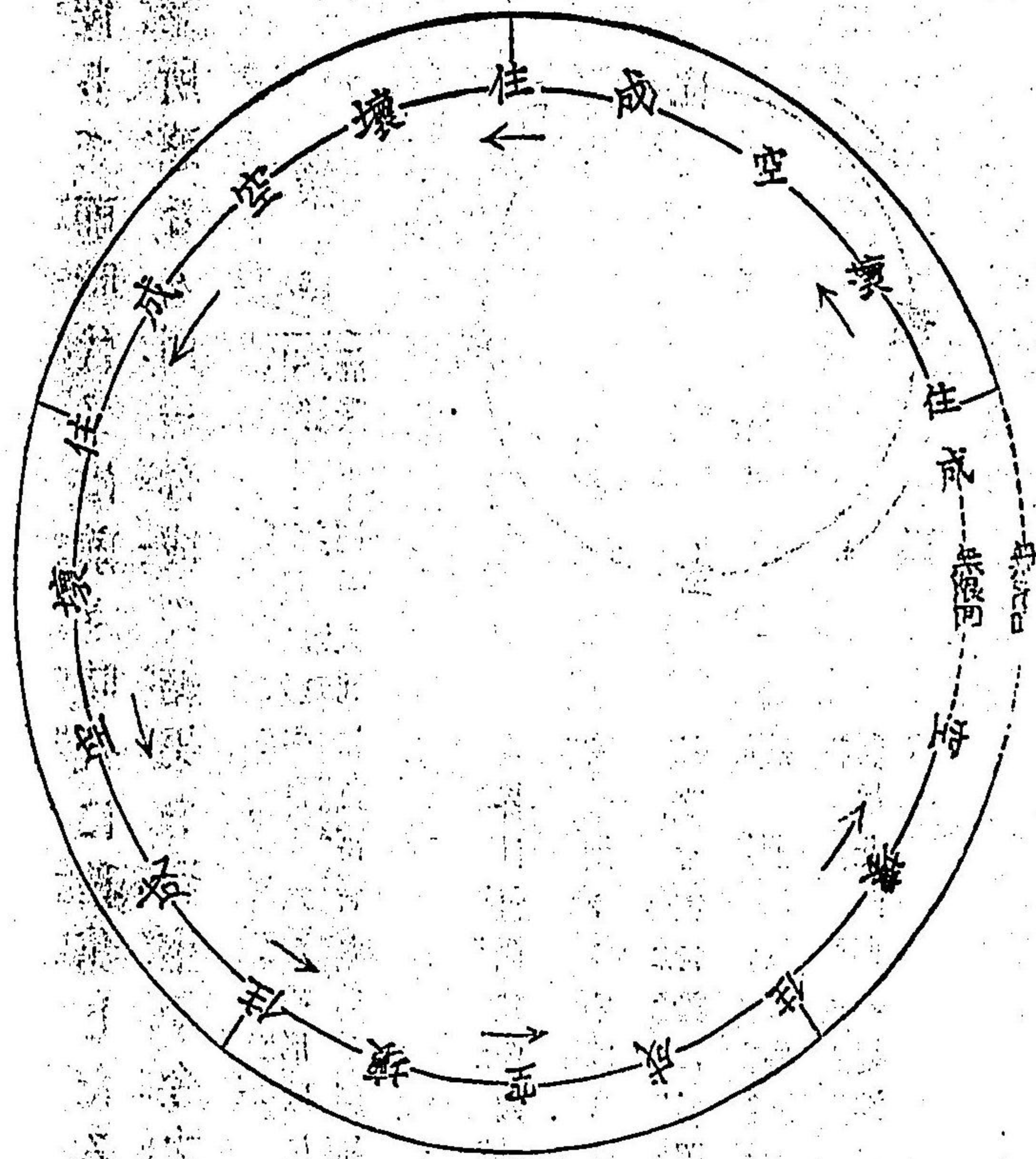
は凡ての世界が逢着しつゝある運命にして、自熱は冷却し
 動物植物は其生存を繼續する能はざるに至りたる月世界の
 如き時代を云い、空とは進んで自形體を保持するに堪へず
 して、勢力ある他世界に汲入併呑せられ又は分散離放した
 る時代を云ふ、然れども既に一度原因ある以上之が結果を
 生ぜずして止む事なきは、佛敎因果律の證明して誤たざる
 所也、故に其空々に歸したる中にも、永きく年代を經過す
 る時は必ず四期循環の順序によりて、彼所に壊滅したる世
 界は、此所に新に成立の運命を獲得す可し、之が順次住壞空
 の變遷を繰返して止む時なきを以て、自ら變遷しつゝ、尙無
 限の宇宙と生命を等する事を得、而して吾人々類及び禽
 獸、蟲、魚、草、木、國、土は其各世界の成立する毎に住劫の時期を

俊ちて、前時代又は前々時代に積集したる原因によりて、共
 業所惑なる同一合成の結果を發生す、今之を圖示す可し。

業感引業——人間は數多きも大體の形狀に於て同一なるが如し
 滿業——同一人間に貧富貴賤あるが如し



世界は無限に此四期の循環を繰返す
 其一期々々の間に二十増減の説あり、詳細
 は之を俱舍論に參照すべく、今略して云へ
 ば、一國に於て盛衰興亡あるが如し、而も大
 勢は此四期の變遷に向つて進みつゝあり



外線は人類草木國土存在の時期を示し、内線は四期循環の順序を示し、矢は變遷の方向を示す

佛敎因果
異熟因果

世界は必ず此四期を循環して無限に止まず、而して此世界と人生との交渉に就て因果説を立つるに六因四緣五果等の説あれども、専門に渉るを以て略す。

因果律に於て、前世又は前々世の原因にして、今世に結果するあり、來世を俟つて結果する有り、此等の理由は、六因中異熟因の説を究めざれば了解すべからず、故に今之を説く可し。

異熟因とは、原因と異りたる結果を結ぶ事なり、因果の理法は永久連續しつゝある中に、吾人は幾多生死を重ねたれども、其生毎に原因異なるを以て、決して同一の結果を繰返す事なし、之には種々の外緣あり、而して吾人が善惡因果歴然として將來に其結果を引くは、全く此異熟因の作用による。

凡そ吾人が此世界に生るゝに、人間は人間、牛馬と牛馬と區別せるは、總報業即ち引業と云ふ強大なる原因に依る、而も同じく人間に生れ乍ら、甲乙丙丁各々相異なるは、之を別報業即ち滿業と云ふ、之に大別善惡二業ありて、條然として亂れざるを以て、茲に異熟果なる智愚賢不肖、好醜幸不幸なる吾人現在

の境遇も現出せるなり之を推して未來世の結果に於ても一絲亂るゝ所なきは明白なるも世には偶々善人にして惡果を得るあり惡人にして幸福を得るあるが爲めに善惡因果を疑ふものあり是れ因果の時期を知らざるに因す夫れ原因ありて結果を來すが爲めには種々の事情の相應を要する事にして俱舎には因果の時期を左の如く説けり。

(一) 順現業即ち現在に於て結果を來すもの惡事を爲して入獄するが如し。

(二) 順生業即ち生を追て表はるゝもの今生畜生の種因あるものが次生牛馬と生るゝが如し。

(三) 順後業即ち現世に於て人間の因と畜生の因とを蒔くとすれば次生は先づ強き因たる人間の果を結び其次生に畜生に生るゝが如く一生又は二三乃至無量の生を隔てゝ因果する所のものなり。

(四) 順不定受業即ち今生に作りたる因にても今生に因果すべきか次生なるか次々生なるか因果の時期又は因果の種類も不定なるもの是也。

要するに此四種の因果の時期は因あれば必ず果あり如何なる方法を以て

か必ず一度は因果せざる事なきの理を確證するものなり。

斯の如く生物人類草木國土等は各住劫の時期を俟ちて發生するものにして且つ其發生には同一の世界に因縁あるものゝみ一世界を成立して無縁の世界と混亂する事なし袖の振合すら多少の縁あり況んや久遠劫來同一世界を共力維持したる同胞に於ておや草木國土に於ておや既に夫れ同一世界が四期循環を相續して無限に止まざるものとし而して同一世界に生存す可き事が共業所惑の結果たらば其世界中の部分に於ても亦最も因縁親しきもの相集りて一國を成立する事を推知すべく王者たり覇者たるものも同一の運命中に存在する事を認容するに難からず知る可し我日本帝國に於ける皇室と臣民との關係は此世界

實踐教育勸諭真髓

三三三

始まりて已來の新現象にあらざる事を寔に現皇室は僅々
 二千六百年前に始まりたるにあらず甚大久遠の往昔より
 幾萬億度吾人及び吾人の祖先を撫育し給ひたる皇室たり
 而して彼の神代の勅旨は正に其前世界の皇室より現世界
 の皇室への相續宣示たるを知る前代然り後々遠々代に及
 ぶも亦然らざらんや之を以て無窮の皇運を解決すべし吾
 人が皇室との關係は宏遠にして又深厚なりと云ふ可し。

同一世界を共力維持すと雖も素より同一の形態に於てするにあらず國民
 の奮勵努力の如何によりて時に盛衰興亡あり是れ修因因果の道理なり
 西行法師の歌に
 何事のまはしらすかはしらねども
 たゞたふとさな涙之ぼる

と云へるあり宗教的に我國家觀を爲すもの皆此感あり然るに近時我建國
 及び神代説を疑ふものあり是れ因果必然の道理に暗さが致す所也戒むべ
 し恐る可し。

第三節 皇運扶翼

皇運扶翼に於ける直接間接の狀態は既に之を説けり今
 皇運扶翼の實質に就て一言せんに皇運を扶翼するとは我
 國家皇室に對して何等かの利益を提供する事なり常に日
 本國家に生存し得るの幸福と榮譽上の源泉を偲び之が爲
 めに盡さん事を心掛くるにあり即ち吾人が日本國に生れ
 たる所詮には吾人が生前よりは其文明上に國力上に又は
 何等かの形態の上に發展進歩の印象を作るにあり此心を

第七章 無窮の皇運

三三三

失はざるを眞の國民と云ふ可く、彼の醉生夢死の徒の如きは、我皇運に對して何等の寄與なきものにして、其罪を負ふ事國賊逆徒と選ぶ所なし。

（以下は非常に淡く印刷された文章で、ほとんど不可読である）

第八章 君臣一致

是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
是れ正宗分の天國結局也。是ノ如キとは、以上に擧げたる家庭社會個人若くは國徳等を遺漏なく遵奉體行して、無窮の皇運を扶翼するを云ふ、是れ「獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」とありて、之を遵奉するは、天皇陛下のみの御満足にはあらず、其儘善人臣民の祖先の遺風を顯彰し、祖先の名譽を發揚し、祖先の遺徳を繼承する事となる也。
今此勅語を拜誦して特に感ずるは、吾人の祖先は確かに

無明とは迷へる心なり
眞如説と天神

此道を完全に實行しつゝありたるの明白なる事是也吾人の近き祖先は或は幾分御心に副はざるものありけんも、遠く遡り行くに従ひて愈々聖旨に近かりしを想像す、然るに吾人は長久の年月間に不知不識悪習に薰染して、動もすれば聖旨に悖らんとする恐れあり、故に大に心を掛けて、此道の本源に復歸するを努む可し、世間萬事悪習慣に浸染すると深くして、復歸するは容易ならず、佛敎にて無明の覆蔽と云ふ、吾人煩惱罪業の身も其大本は眞如の廣海より流出したるも、煩惱の薰習深きを致して、今は全く本の眞如を認むると能はず、去れど奮發して修行すれば、如何に深重なる無明罪業の雲霧も、霽れて眞如の明月を拜するを得可し、是れ源眞如より出て、眞如の性能を具有するに由る、今

君臣一致

吾人臣民の大祖先は、唯一至誠純粹無雜の本體たる天照大神なれば、力めて還元し、皓々明月の光輝を發せざるの理あらんや、之を代下りとして自ら賤しむべからず、天地の始めは今日を始めとする理あり、しかのみならず、君も臣も神を去る事遠からず、つねに冥の知見をかへりみ、神の本誓を覺りて、正に處せんことを志し、邪なからんとを思ふべしと云ふなり。
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所
此段は流通分なり、故に「是ノ如キハ」と宣ひたる各項のみならず、又最初の序段をも含有せり、而して其道は「實ニ」とありて、皇祖皇宗の遺訓たる事寸毫も疑なければ、子孫臣民た

君臣一致の實行
勤勞は皆也
守は能也
親は期也
成は皆也
悉は皆也
庶は皆也

る吾人は是非共遵守せざる可らずと宣ふ其子孫と臣民とを同時に用ひて「俱ニ遵守すべき所」と誠め給ひたるは是亦皇祖皇宗の御子孫たる陛下と吾人臣民とが全く同一神に出てたる事を重ねて示し給ひたる極めて親密にして、又極めて深厚なる意義の存在する所なり。
朕爾臣民ト共ニ拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ
是れ勅語の最終結局也此終結に至りて更に繰り返して以上の各項は爾臣民のみに行ひを強ふるにあらず朕も亦爾曹と共に拳々として捧持し胸に掛けたる如く其身に服膺じて威を其徳を同一せしめんと宣ふ也吾人臣民が此勅語を處世唯一の信條とするが如く陛下も此勅語を處

世唯一の信條とし給ふ也以て此勅語の如何に廣大なるかを想像す可し此勅語は姑く陛下の御口を假りて宣ふも其實皇祖皇宗並びに日本臣民一切の祖先の遺訓たるを以て之が實行には御自身も謙下し給ひ自らも未だ至らざるが故に爾曹と同心協力して達せんとす庶幾フと宣ひたる深意窺ふ可し以て全く君臣一致實行の勅語たるを知る
武士も心あはせて蜻蛉洲の
國は動かす共に治めむ………孝明天皇
國民は一つ心に守りけり
遠つ御祖の神の教を………今上天皇

實地教育勅語真髓

四生とは
胎生
卵生
化生
濕生

んば他の勅語も然らざる理由ある可らず、近くは軍人勅諭
 戊申詔書の如き、沂りては代々天子の勅語等是也、世人爾前
 の勅語を措いて顧みざるの感あるは謂れなき事にして、恐
 懼可き限りなり、若し爾前を捨て、之のみを取ると云
 は、或は將來此勅語も同一の結果に至らざるか、固より時
 勢又は或特種の必要によりて發し給へるは、幾分効用經過
 の止むなかる可く、且つ解釋の方法は時勢を參酌するの要
 ある事ならんも、多くの勅語の眞精神は臣民として常に感
 佩實踐せざる可らず、試に二三勅語を擧げんに、先づ彼の有
 名なる憲法の嚆矢たる聖德太子制定推古天皇十七條憲法
 の如き、其第二條には
 篤く三寶を敬へ、三寶とは佛法僧なり、即ち四生の歸趣、萬

實地教育勅語真髓

三三三

生なり凡
事の生り
の生なり

國の極宗なり、何の世何の人か、此法を貴ばざらん、人尤た
 惡しきは少し、能く教ふれば、之に従ふ、其三寶に歸せずむ
 ば、何を以てか邪枉を直くするを得ん。
 と、桓武天皇の諸僧勸學の勅語には
 勅す、災を攘ひ福を殖むるは、佛敎最も勝る、善の誘生を利
 するは、此道に若くはなし、夫れ諸佛の世に出づるは、一切
 衆生を以て、如の理を悟らしめんと欲してなり、然るに
 衆生の機或は利或は鈍、故に如來の説も頓あり漸あり、所
 有經論其趣同じからず、門を開くと殊なりと雖も、竟に善
 提を期す、譬へば猶ほ大醫の病に隨つて藥を與へ、法を設
 ぐる萬殊なれども、共に命を濟ぶを期するが如し、今佛法
 を興隆し、群生を利益せんと欲す、凡そ此の諸業一を廢す

第九章 國家維持の本分

三三三

れば不可なり宜しく華嚴天台律業各二人三論法相の業
 各三人業を分ち勸催し共に競ひ學ばしむべし。
 と嵯峨天皇の遺詔の勅語には
 是を以て略ぼ至志を陳ぶ凡そ人の愛する所は生なり傷
 む所は死なり愛すと雖も期を延すことを得ず傷むと雖
 と能く遂に免れん人の死や精亡び形銷ゆ魂は之かざる
 事なし故に氣は天に屬し體は地に歸す今生堯舜の徳を
 有つと能はず死して何ぞ國家の費を重くするとを用ひ
 ん云々
 とありて棺槨葬具を莊嚴すべからずと堅く戒め給へり其
 他古來幾十百の詔勅訓示が皆悉く佛教に關係せざるなき
 より見れば總て此等の勅語を否認せざる限りは佛教排斥

を許す可らず世の偏狹なる國學者排佛家三省すべし。

神皇正統記に曰く上皇の出家せさせ給ふ事は聖武孝謙平城清和宇多朱雀
 圓融花山後三條白河鳥羽崇徳後白河後鳥羽後醍醐後深草龜山にまします
 嗣君は御病重くなりてせさせ給ひしかやうにあまた聞えさせ給ひ
 しかど戒律を具足し始終かくる事なく密宗を究めて大阿闍梨をさへせさ
 せ給ひし事いとありがたき御事なりとあり尙其後後宇多御伏見花園光嚴
 崇光後光嚴御圓融後小松後花園後水尾靈光の諸天皇も入道歸佛し給へり
 古來の偏見僻學者が佛法用ふ可らず此等の天皇は斯道に惑溺し給ひし結
 果なりとせるが如きは祖宗の遺訓を廢忘するの咎免れず惟ふに今日の如
 き道義の衰頹は維新の爲政者が此等僻學者の見解に基きて一千數百年來
 道義の源泉たる佛教を遺却したるの結果にあらざるか。

何故に此勅語は盡未來際に適用して誤りあらざるか是
 れ外國の諸學說の如く中途に案出したるにあらざして天

現の勸語實行
功果發行

神已來傳へて相渝らざる眞理なればなり、夫れ父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉博愛、修學徳業、乃至違法奉公等皆天神已來の教訓にして、又實行し來りたる所謂神隨の大道也、而して此大道を實行し給ひし時、功果燦然として、國家泰平、臣民寧樂ならざる事なかりき、故に知りぬ、後々來々此大道を吾人臣民に實行せんには、吾人は盡未來際泰寧安樂にして、國家亦無窮に隆盛發達する事、微塵も疑ひなきを是れ過去の歴史が照々として證明する眞理なれば、我櫻花國の臣民が記憶すべき所也、且つ現在の地球が壽命を盡して、第二の世界中に日本國を現出したる時、遣回よりは更に完全に美麗に平安に寧樂なる可く、此の如くにして、第三、第四乃至無量の年代に亘りて、一回は一回より善美

吾人が一
動の一
價値

と幸福とを増加し、進歩し發展して止まざるに於ては、遂に詩人の空想たりし黄金世界を目睹し、佛説たる極樂世界を地上に現出すると顯然たり、翻つて吾人が一舉一動は、徐々歩々皆此悠遠宏大なる理想に向つて進むの階梯たるを自覺せば、吾人が一舉一動の價値も重大ならずや、而して専ら其本源を示し給へる此勸語の如何に甚深高大なるかを仰ぎ敬ひ、畏み尊みて、勤行體信す可きなり。

第十章 世界統一の使命

之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

是れ此勅語は縦に無限永久無量劫に通ずるが如く横に
も日本國は勿論東西洋世界の全面より延ひて太陽系の及
ぶ所諸星の遊散する所宇宙の存在する限り何所々迄も
無限宏大に之を施して悖る事なしと云ふ事也斯く横的無
限に擴張して佛説の盡十方無得光如來の光明と等しく施
行し得可き所以を切言すれば此中外に施して悖らざる大
道を世界に宣布せよとなり此大道を以て中外を征服せよ
となり嗚呼世界統一は天神が日本國に下し給ひたる唯一
の使命たるを炳々晃々として疑ふ可からず

實踐教育勸諭會誌

二四〇

日本國旗に就て自然の暗合あり即ち太陽は萬物を育成し萬物を鏝融するの力あり我國旗を太陽に象りしは偶然の出來事ならんも之を天祖の授與し給へる勾玉の神の御靈の現はれ給ふ證たると併せ且神代已來皇室の御紋章たる菊花の本體の日輪なるを偲び來れば這間不可思議の天意の暗示なるを覺ゆ吾人は太陽が人智限内に於ける最大の威嚴にして且又日出が萬物に光明と希望とを與ふるが如く我日本國が世界に向つて最大の勢力及び光明を希望との源泉たる可き日の來らんとを確信するものなり。

日章旗は上古以來軍旗及び中古の軍扇に用ひたるが之を國旗とするに至りしは近時にあり

世界統一は獨り日本國の理想たるのみならず亦世界各國の有する理想たるも彼等が統一否寧ろ併呑の理想は、一に其國域を擴大し國富を増進し殖民の場所を獲得せんとする眼前の小利益の爲めにして到底天神の許し給ふ正當の舉にあらざり故に屢々其端緒を啓くも中途にして挫折壞滅し其目的を達する事なし然るに我國の世界を統一せんとするは、一に此美麗なる忠孝仁義の大道を知らざる不幸者をして幸福なる天神の目的に副はしめんとする至慈至誠心に外ならざる也固より外國には外國相當の徳義法あるも此忠孝と云ふ完全美麗にして純粹無雜の犠牲的なる根本道徳を缺けるを以て其道徳の薄弱なる事沙上の樓閣の如く水中の畫像に異らず彼等の眼中には淺しき自己主義

權利思想の外なく、父母に對するも、金錢を以てし、國王に對するも、權利義務を以てし、夫婦の道、朋友の道、研學、修業等一切の道德形態が、皆自己主義より演繹せられたるものにして、冷酷氷の如く、乾燥沙の如くなるに反し、我日本の道德は、全く報恩主義と云ふ、嵩高偉大にして、温情滴々、慈泉滾々たる宗教的感念より湧出し來る、之が爲めには、生命も財産も厭ふ所にあらず、一死以て天に酬ひ、陛下に捧げんとする莊嚴なる美感に見よ、今や其本根を忘れて、末葉に馳するもの我國に存在せるは、誠に慨すべく恨む可し。

眞の犧牲
的道德

自己主義も進んで絶對的となり、宇宙法界の主たらんとするに至らば大に取るべし。

犧牲的道德は、凡ての道德中最も勝れたるものにして、是れ宗教的根底なく

日本國の
神來の大
道推の

して發達す可らず、宗教の形式は種々あるも、犧牲的道德即ち無條件的救濟精神を有せざるはなし、我日本國に於ける忠孝主義の如きは、宗教の形式を帯ばざるも、其實至誠純一の天神なる思想が基礎となりて成立せるものなれば、今や純然たる宗教道德と化し居れるなり、吾人は我國家に對し、皇室に對して賠償的思想を以て事ふるにはあらず、云ひ難き信仰を以て、皇室の尊嚴と洪恩とを感謝するものなり。

日本國が世界統一の目的、夫れ斯の如く崇高なるが故に、今や世界の後進國たるに拘らず、維新以來五十年間に、して世界の何れも未だ曾て經驗したる事なき速度を以て、其文明と富力とを發達進歩し、且つ外魔の障碍する毎に、正義の光輝は層一層擴大し、隱然として東洋の霸王を以て推され、翕然として精神文明研究の中心点たるに至れり、愈々之より將來に向つて、一魔々々來襲するに従つて、草葉の風に靡

宇宙に於ける
道徳の宣

國家の理想
と人間的
目的

二四四
實踐教育勸告書
くが如くに薙ぎ倒して止まざらんか現地球の生命中には
全世界を神隨の光輝を以て統一征服するを得可けん而し
て第二の世界に出現しては更に第二の地球を征服して此
所にも忠孝仁義の美風を靡かせ第三第四止む所を知らず
して遂に無限永劫の長年月の間には更に無限無邊際
の世に及びて此の完全なる道徳を宣布して總ての衆生に等
しく此光榮を領つを得ん是れ天神の吾人に下し給ひたる
使命なり然れば則ち吾人日本臣民たるものは此一大美麗
なる莊嚴なる高大悠遠なる大理想大目的の爲めに先づ自
己の道徳を圓滿完備し國家の隆盛發達を謀らんが爲めに
自重自愛奮勵努力暫時も息む可らざる也日本國の目的や
遠大也吾人の理想や高大也

文學倫理
の宗見
たるより
勸告

第十一章 結論

上來勸告の概要を説述せり此勸告は文字僅々三百十四
に過ぎざるも其内容頗る廣博にして淺識の能く窺ひ知る
所にあらず今一言以て總括するに之を文學上よりせんか
諸事明晰簡勁雄麗にして組織の結構含有の豊富なる事古
今其比を見ず之を倫理教訓上より云へば家庭個人社會國
家に對する道徳を網羅して餘す所なく古往今來幾多聖賢
の訓誡東西倫理學說も此一勸告の演繹たるに過ぎず其表
出は簡易明白にして老翁老嫗も聞いて曉る可く眞に人生
の至訓たり之を哲學上より評せんか能く宇宙人生眞理の
大綱を捉げ得たりと云ふ可く若し夫れ之を宗教上より見

勅語實踐
幸福世界の

んか固より組織一貫の宗教形態に則らざるを以て、獨立宗教たる能はざるも、其眞理の一貫せる系統の永遠なる信條の確固たる等、總ての宗教の實踐部面の根柢たるに堪へたり、實に教育勅語は、文學、倫理、哲學、宗教を概括したるの金言也。

斯の如く意趣の甚深廣大、悠遠長久なるは、聽て我日本國之に依りて隆盛し、臣民の福利之より湧出する所以也、獨り我日本臣民の幸福利益の源泉たるのみならず、當さに全世界、全宇宙の生類も、之が實現に依りて幸福、安寧、利益、豐樂、進歩、發展の極度に到達す可し。

此廣大なる勅語を直接拜承し奉りたる吾人は、天神の寵兒として粉骨碎身、以て國家發展の爲め、臣民幸福の爲め、延

眞の勅語
普及法

いて宇宙生類安泰の爲めに奮勵努力すべき也。

特に謹んで白す、此勅語や到底普通の倫理道德眼を以て拜誦す可きものにあらざ、當に恭しく敬ひ、畏み、尊みて、崇高なる宗教的感念を以て體信奉行して、渝らざる事、恰も宗教信者の稱名念佛するが如きに至らざる可らず、凡ての社會、凡ての家庭に於て、勅語を奉ずる事、内佛の如く、祖先靈牌の如く、嚴父の如く、又慈母の如きに至りて、眞實に勅語の普及ありと云ふ可し、教育勅語は、吾人が本尊也、指導也、食物也、將た唯一の生命也。

佛敎道德の根柢を心所の如何に依りて判定し此基礎に
立ちて勅語を社會に實現せしめ進んで威化法犯罪法上
等に資せんとするは本論也

第十二章 實現の根柢

佛敎道德の根柢を心所の如何に依りて判定し此基礎に
立ちて勅語を社會に實現せしめ進んで威化法犯罪法上
等に資せんとするは本論也

吾人は以上にて實踐教育勅語眞髓の一卷を提供せり、
忠實なる幾多の讀者は既に日本道德の世界に超越完備せ
ること教育勅語は日本道德の全面目を提示して餘蘊なき
こと及び教育勅語の神髓は忠孝二道に歸着する事を了解
し且つ日本の建國統治國家維持の本分將た將來の進展等
日本國に於ける凡ての經營凡ての施設が全く此二大眞理
の實現を目的とせる事を諒得し給ひたるべし今進んで之
が實現の方法に及ばん。

俱舎名とは
宗觀に依り
論に依り
世に依り
名に依り
觀に依り
論に依り

吾人は本書卷首に於て之を西洋倫理上より解説せずして専ら佛教道德に依らんことを約したり、勿論佛教道德には通常仁義禮智信等を教へたる純世間的道德と、五戒十戒二百五十戒、五百戒、三千威儀、六度萬行等の出世間に重きを置きたるとありて、一々詳説し難し、寧ろ吾人は此等の分拆解説を望むものにあらずして、直ちに其實行の根本如何を研究して延いて勅語の實現に應用せんと欲するものなり、而して佛教道德實行の根柢の研究方法は、一に佛教哲學上の所謂心所を基礎として先づ人間行爲の善惡の標準を判定し、以て善道に向はしむるの方法を經説の眞意に酌まんとするにあり。

佛教俱舎學に於て、人間心所即ち精神作用の形式を四十

て俱舎名は
宗觀に依り
論に依り
世に依り
名に依り
觀に依り
論に依り

六種に分類せり、之を大別して大地法十、大善地法十、大煩惱地法六、大不善地法二、小煩惱地法十、不定地法八とせり、其大地法とは一切の心活動に伴ひ起る心所に於て、受、想、思、觸、欲、慧、念、作、意、勝、觸、三、摩、地、など云ひて、吾人が萬象と相對する時花と云い、月と云ひ、雪と云ひ、外物を心中に受納するは受、心、理、學、上、の、感、覺、作、用、の、如、し、此、受、納、を、想、像、す、る、は、想、心、理、學、上、の、表、象、の、如、し、又、此、想、像、を、相、續、す、る、を、念、と、云、ふ、斯、く、此、受、納、想、像、念、作、用、な、ど、云、ふ、は、善、惡、に、拘、ら、ず、何、れ、の、心、作、用、に、も、隨、起、す、る、が、故、に、之、を、大、地、法、と、云、ふ、大、善、地、法、と、は、善、なる、性、質、の、凡、て、の、心、作、用、に、隨、伴、す、る、が、故、に、大、善、地、法、と、云、ふ、之、に、信、不、放、逸、輕、安、捨、慚、愧、無、貪、無、瞋、不、害、勤、等、の、種、類、あ、り、下、り、て、大、煩、惱、地、法、即、ち、一、切、惡、性、の、心、作、用、と、共、に、起、る、も、の、に、愚

癡、放逸、懈怠、不信、昏沈、惛舉の六種あり、大不善地法は、無慚、無愧の二より成り、小煩惱地法十種は、大煩惱地法の如く一切の悪性心作用に遍在せずして、唯其起されたる悪性の心作用にのみ働くものを云ひ、不定地法は何れの心所にも定まりては生ぜざる心作用等の別あり、要するに佛教心所の分類法は、如何にして悪心を除去して善心を發起せしむ可きかを研究するを目的とするが故に、現代の心理學の総合的説明に趣くに反し、分析的説明に過ぐるの弊あり、之を以て各心所を説述するは冗長に亘るを以て、今は之を略せん。今先に擧げたる大煩惱地法に就て考ふるに、癡と云ひ、逸と云ひ、怠と云ひ、其他の心所の恣に發起する所以を推究すれば、皆是れ大善地法中なる勤、即ちト、勵みて之を除去

する勤、勵、勵、作、心、の、缺、乏、に、基、因、す、る、を、證、る、可、し、更、に、信、不、放、逸、輕、安、等、の、大、善、地、法、も、若、し、此、勤、心、所、た、る、勉、め、て、之、を、起、作、する、心、作、用、な、か、ら、ん、に、は、到、底、獨、り、自、ら、生、ず、る、も、の、に、あ、ら、ざる、こ、と、を、諒、得、せん、吾、人、は、茲、に、一、大、斷、定、に、到、着、す、俱、舍、哲、學、上、の、四、十、六、種、の、心、所、中、善、地、十、種、と、あ、る、も、約、し、て、之、を、勤、の、一、心、所、に、收、む、可、く、大、小、煩、惱、地、法、不、善、地、法、不、定、地、法、幾、種、と、あ、る、も、約、し、て、之、を、怠、の、一、心、所、に、攬、ぶ、る、を、得、ん、故、に、善、の、極、は、勤、勉、に、し、て、惡、の、極、は、怠、惰、な、る、こ、と、明、白、也、更、に、進、ん、て、大、乘、通、途、の、善、行、た、る、六、波、羅、密、の、行、に、見、る、に、布、施、持、戒、忍、辱、精、進、禪、定、智、慧、と、分、類、せ、る、も、勇、猛、な、る、精、進、即、ち、勤、勉、な、く、ん、ば、何、ぞ、眞、實、の、布、施、を、行、じ、得、ん、何、ぞ、絶、對、の、忍、辱、を、成、じ、得、ん、何、ぞ、智、慧、持、戒、禪、定、を、成、就、し、得、ん、や、明、か、に、知、る、佛、教、の、善、惡、

判定の根本標準は、全く勤勉怠惰の二心所の如何に依る可きを試に之を圖表せん。

第一圖 判教

佛陀一代經說判二

縱判 向上 向下 二門
橫判 善 惡 二道

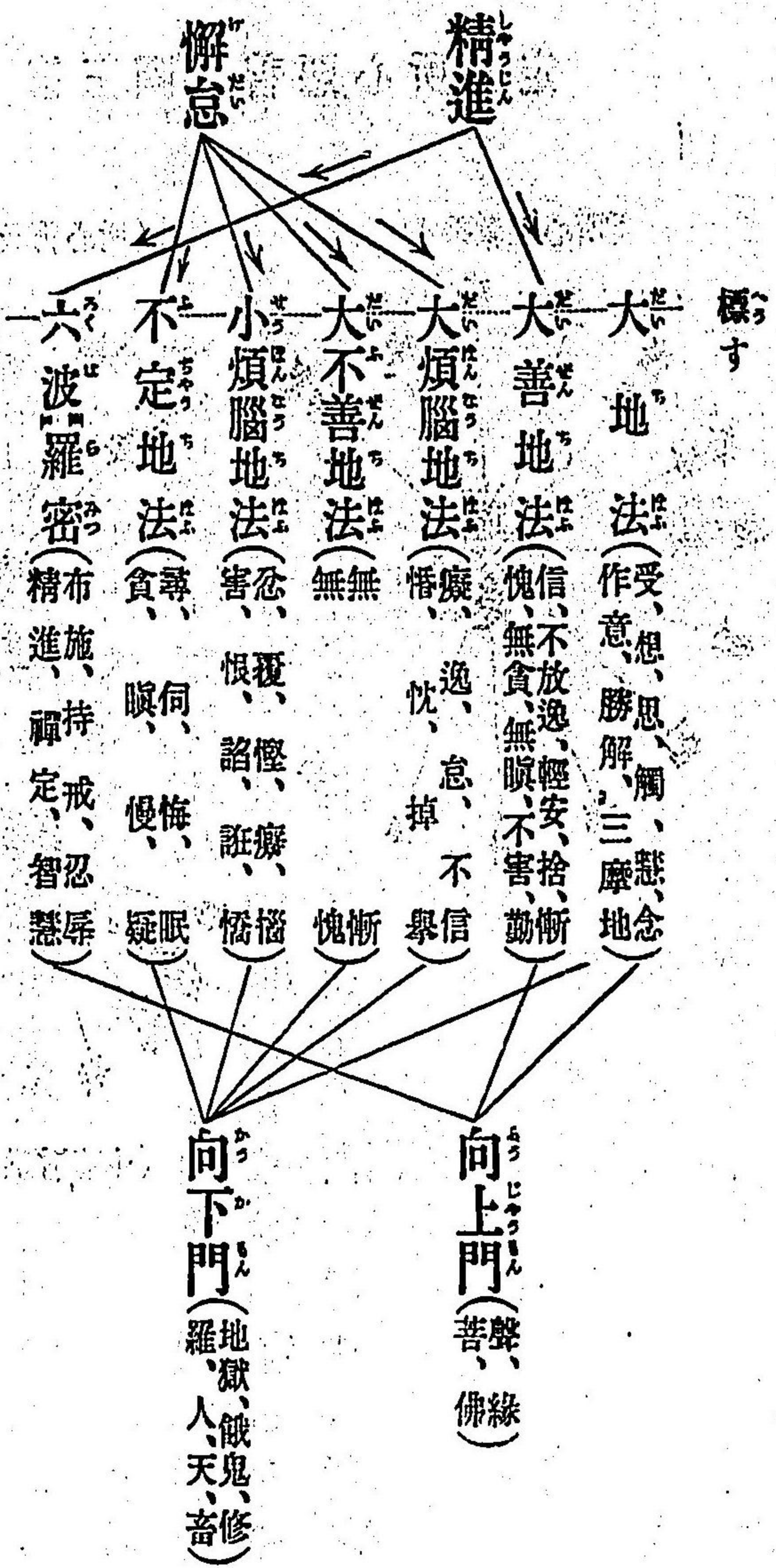
佛陀一代經說目的分二

勸 善なる 向上門 (轉迷)
懲 惡なる 向下門 (流轉)

無量壽經に曰く神力大光を演へ普く無際の土を照し三垢の冥を消除し廣く衆の危難を濟はん彼の智慧の眼を開き此昏盲の闇を滅し諸惡道を閉塞して善趣門に通達せん。

第二圖 判心所

小乗教上の心所向法相にてすれば開合の異にて俱舍を以て總



大乘教通用の善行尙五戒十善等の所定あるも通途を以て總標す

佛敎の諸善は精進の一門より開け佛敎の諸惡は懈怠の一門より生ず

くの見に樂は尊手説對
な法で對と應のな法機
りを相機て病散りのと
と應な常與或釋相は

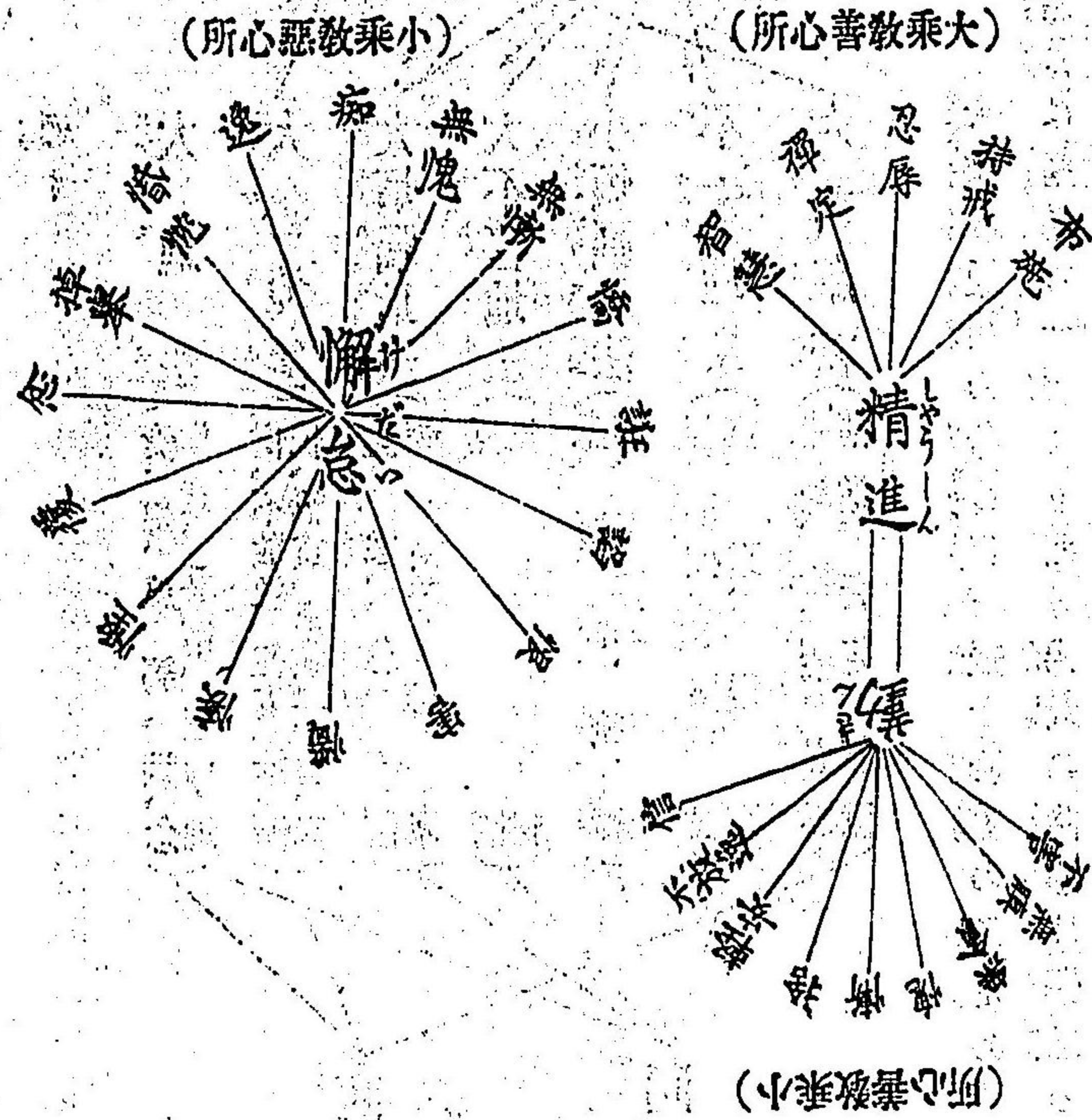
此經の到底尋常人の受持す可らざるより、特に求めて此大
菩薩勇猛菩薩大力菩薩無量力菩薩の六大士を選れたるは、
一序品には法華經の對機中に大勢菩薩常精進菩薩不休息
る言語と方法とを以て説示せられたるかを見んに、劈頭第
十百箇所に努力精進の大勇猛心を發揮せり、試に其如何な
たる妙法蓮華經には、八部二十八品前後始終を貫徹して、幾
今進んで之を經説上より證せんに、先づ釋尊個中の消息
惡の流向退歩
善の向進歩



第十二章 實現の根柢

二五七

定判所心惡善 圖三第



實際教育勸諭員誌

二五六

此道は修行人に
味ありは行者
句に味ありは
佛に味ありは
理む又佛に味
也又佛に味
忍辱もは
無上道也
大は無上道也
路向上道也
のとは

實相の義を助
かりの表と
云ふは

諸事諸は
諸事諸は
諸事諸は

二五八
實踐教育勸諭
精進の聽衆を加へ給ひたるもの也又其偈文には菩薩勇猛
精進にして深山に入り佛道を思惟すと説き未だ曾て睡眠
せず林中を經行して佛道を勤求すと説き忍辱力に住すと
説き皆悉く能く念じ以て佛道を求むと説き一心に心の亂
を除き念を山中に攝ると億千萬歳の久しきに及びて以て
佛道を求むと説き歡喜して厭くとなく無上道を求むと説
きたり又次に過去世界幾多住劫に出現したる諸佛中の最
後の日月燈佛の未だ出家せずして王たりし時の王子八人
中の名には極めて精進的なる無量意増意除疑意響意の四
人あり又次の偈には精進にして淨戒を持つこと猶し明珠
を護るが如しと説き施を行ふに忍辱なりと説き汝一心精
進にして當に放逸を離るべし諸佛甚だ値ひ難し億劫時に

一たび遇ふと説き倍す復精進を加ふと説き實相の義を助
發すと説き合掌して一心に持つと説きたり
第二方便品には勇猛精進にして名聲普く聞こえ甚深未
曾有の法を成就すと説き一心に共に思求すと説き當に大
信力を生ずべしと説き諸根猛利にして智慧明了なりと説
き深心に佛を念じ淨戒を修持するを以ての故にと論き定
慧力を以て莊嚴すと説き若し法を聞いて布施し或は持戒
し忍辱し精進し禪智を得る等種々の福德を修せん是の如
き等の諸人等皆已に佛道を成ずと説き又過去諸佛の方便
説法の第一義として衆生の諸行爲深心に念ずる所過去に
修行せし所の業其欲望と精進力の有無及び諸根の利鈍を
知ると説きて其對機の精進なるや否やを見るを最要とす

る旨を明せり。
 第三譬喩品には、終日竟夜、毎自剋責と説きて、自己修養を
 教へ、皆久しく徳本を植うと説き、梵行を淨修すと説き、常に
 佛慧を修すと説き、志念堅固と説き、堅滿菩薩と説き、志念常
 に堅固なりと説き、常に懈倦なく、恒に善事を求めて一切を
 利益すと説き、勉めて諸子火宅の難を濟ふと説き、衆生を拔
 濟すと説き、當に精進を勤修すべしと説き、衆生を誘進すと
 説き、慇懃精進にして速かに三界を出てんと欲すと説き、慇
 懃精進にして、自然慧を求むと説き、勤修精進にして、一切智
 自然智、無師智、如來智、見力を求め、畏るゝ所なしと説き、憍慢
 懈怠にして、我見を計するものは此經を説くとなかれと戒
 め、諸の善本を植、深心堅固なり、是の如きの人、乃ち爲めに説

温原と云ふは
 柔大に於ては
 柔大に於ては
 柔大に於ては
 柔大に於ては

くべしと説き、若し人精進にして、常に慈心を修し、身命を惜
 まず、乃ち爲めに説くべしと勧めたり。
 第四信解品には、汝等動作して、懈怠を得ると勿れ、及び汝
 等作す時、欺怠、瞋恨、怨言あると勿れと戒め、勤加精進して、淫
 弊一日の價に至るとを得と説き、勤精進の故に、得る所弘く
 して多しと讚歎し、語りて動作せしむと説き、汝當に動作す
 べしと説き、日夜思惟して、精勤修習すと説き、初めには、勸進
 して實利あるとを説かずと戒め、汝等長夜に佛の淨戒を持
 てと説き、久しく梵行を修すと説き、心を盡すと説き、斯の事
 を忍ぶと説き、堪任する所に随つて、無量の譬を以て爲めに
 法を説くと、對機の精進如何に依りて、法を説くを示す。
 第五藥艸喩品には、如來時には、是衆生の諸根の利鈍、精進、懈

怠を觀て、其堪る所に隨つて爲めに法を説くと、種々無量なり、皆歡喜して快く善利を得しむ、是の諸の衆生、是法を聞き已りて現世は安穩にして、後には善處に生ずと説きて、既に前二箇所に擧げたる説法の第一要義として、衆生の根性、殊に精進心の有無を判定して、其堪へ得るに隨つて説法し給ふ所以を一層明白にせり、要するに佛道の修行と云ふも、一に精進心所の存在せるや否やに依りて定まるを以て、若し此心所なきに於ては、佛陀如何に懇訓慈諭し給ふも、何等の利益なきを示すものにして、佛敎の諸善には、唯此精進の一門ありと云ふに過ぎざる也、此一語は一切經典の眞髓と云ふ可く、佛敎道德の根柢盡して餘す事なしと云ふ可し、就中現世安穩にして、後世善所に生ずとの一語は、人生道德に

小樹に
見し文を
可くはる
しるはる
る本詳書

於ける精進の効果を教へて適切也、次に常に説法を演べて、會て他事をし、去來坐立終に疲厭せずと説き、等しく法雨を雨らして憍倦なしと説き、精進定を行ずるは是れ上藥艸なりと説きて、本品の眼目を表はし、心を佛道に専らにして、常に慈悲を行ひ、自ら作佛するを知り、決定して疑なし、是を小樹と名づくると説いては、精進の功德を闡明す、第六授記品には、常に梵行を修す、志固くして精進なり、皆退轉せずとの三語に過ぎざるも、尙ほ精進の大切なるを措かざるを見るべし、第七化城論品には、忍善者を増益すと説き、諸衆生を免出すと説き、皆共に修學すと説き、如來の智見を志願すと説き、又對機によりて佛此經を説き、八千劫に於て未だ會て休廢

せざと説きて、此經聽衆の大精進を嘆稱し、又本經の目的地に到達する能はざる疲倦懈怠の衆生の爲に、化城を設けて彼岸の珍寶に導くと云ふは、懈怠の不徳を暗示せるものにして、佛道は長遠にして、久しく勤苦に住し、乃し成ずるを得可しと云へるは、實に佛道の甚大なる丈け、夫れ丈け大々的の精進を以てせずんば成就し難きを戒め給ふ也、次の偈には、汝等當さに前進す可しと説き、汝今勤精進にして、當さに共に實所に至るべし、我亦復是の如し、是れ一切の導師なりと説き、佛一切智の爲めに、當さに大精進を發すべしと説きて、飽くまで精進心所を勵作せり。

第八百弟子授記品には、精勤護持して我が法を助宣すと説きて、傳道者の精進を促かし、常に佛事を作し、當に勤め

阿提三阿
羅漢三多
羅漢三多
無上正等
覺正覺
のす正無上
の覺即ち知
な佛

て精進す可し、志念堅固なる可し、精神智慧等の語を示し、勤めて諸行道を修すと説き、未だ曾て疲倦あらず、以て佛事を助くと説きて、再び傳道者を勵まし、又菩薩皆勇猛にして、咸妙樓閣に昇ると説きて、人間進歩の大勇猛大精進に根柢するを示し、又勤苦して、求索す、勤苦憂惱等と説きて、佛道の難きを教ふ、皆是れ衆生の懈怠を防がんと、慈悲に出づ。

第九授學無學人記品には、我常に勤精進にして、是故に我已に阿辱多羅三藐三菩提を成ずるとを得と説きて、菩提の證し難きは精進の一道のみ能く之に堪ふる旨を示したり。

第十法師品には、若し佛道に住し、自然智を成就せんと欲せば、常に當に勤めて、法華經を受持せんものを供養す可しと説き、また菩提を求むるを渴者の水を求むるに譬喩し、其

井を穿鑿して止まざれば必ず水を得可しとて精進を示し、弘教の三軌として有名なる如來の室に入り、如來の衣を着し、如來の座に坐し、爾乃ち四衆の爲めに廣く此經を説く可し、如來の室とは一切衆生中大慈悲心是也、如來の衣とは柔和忍辱心是也、如來の座は一切法空是也、是中に安住して、然後懈怠せざるの心を以て、諸の菩薩及び四衆の爲に、此法華經を説く可しに至りては、一層明白に勤精進の必要を説き、次の偈には、諸の懈怠を捨てんと欲せば、當に此經を聽く可し、是經は聽くとを得ると難しと示しては、精進心所の發作には、法華經を體行するより善きはなしとせり、以て本經の勤精進に重きを置けるを推知す可し。

第十一見寶塔品には、勤めて法の爲めにせざらんやと説

き、此經持ち難し、若し暫くも持たんものは、我即ち歡喜す、諸佛亦然り、是の如き人は、諸佛の嘆ずる所也、是れ則ち勇猛なり、是則ち精進なり、是を戒を持ち、頭陀を行するものと名づく、と説きて、諸經中の最上首たる此の法華經を持つと最も困難なるを以て、此難行を遂ぐるを眞の精進眞の持戒眞の僧侶と云ふ、故に此勤精進の一大道徳を缺きては、到底眞の佛弟子たるの資格なしと云はざる可らず、單り僧侶に於て然るのみならず、亦此勤精進心所を缺きて、以て完全なる人格たるを得可けんや。

第十二提婆達多品には、吾過去無量劫中に於て、法華經を求めて懈倦あるとなし、多劫中に於て、常に國王と作り、無上菩提を求めんとを發願して、心退轉せず、六波羅密の満足を

六波羅密
とは大乗
の密乘
の行施
の通達
の善行
の持布
の持戒
の禪定
の智慧
の是也

五欲とは
財色
飲食
睡眠
を云

欲するが爲めに勤めて布施を行じ心に憍惜なし象馬七珍
國城妻子奴婢僕從頭目隨腦身肉手足軀命を惜まずと説き
て勤行の大切なるを示し身心倦むとなく時に奉事して千
歳を経たり法の爲めの故に精勤給侍すと説き偈には情妙
法を存ずるが故に身心懈倦あるとなく普く諸衆生の爲め
に勤めて大法を求む亦已身及び五欲の樂みの爲めにせず
故に大國王となりて勤求して此法を獲遂に成佛すること
を得るを致すと説き大知徳勇健にして無量の衆生を化度
すと説き文殊師利の龍女成佛を説くに當りては勤めて精
進を加へて此經を修行し速に成ずるとを得るや否やと發
問し龍女の成佛せる相を擧げたり又智積菩薩の言には我
れ釋迦如來を見るに無量劫に於て難行苦行し功を積み徳

を累ね菩提道を求めて未だ會て止息せずとありて大事業
の緣由専ら勤勉にあるとを示し又佛道懸曠なり無量劫を
經て勤苦積行して具さに諸度を修め然る後乃ち成ぜんと
説きたり

第十三勸持品には我等當に大忍力を起す可し此經を讀
誦し持説書寫等種々の供養を爲して身命を惜まずと説き
汝是の如く漸々に菩提道を具へ當に作佛すべしと説きて
倦まず息まず力めよと勤め我等皆當に忍ぶ可しと説き我
等佛を敬ふが故に悉く此諸惡を忍ぶ又は皆當に忍んで之
を受くべしと説きて精進の決心を示し而して其方法とし
て當に忍辱の鎧を着是經を説かんが爲めの故に此諸難事
を忍ぶ我身命を愛せず俱に無上道を惜むと説きて愈々其

志因を強め、又佛の告勅を念ふが故に、皆當に此事を忍ぶ可しとも説きたり。

第十四安樂行品には、但一心に佛を念じ、又は修めて其心を攝すと説き、斯經を説く時怯弱あること勿れと再説し、懶惰心及び懈怠心を除き、諸の憂惱を離れ、慈心説法して、晝夜無上道教を説くと云ひ、忍に安住すと説き、又汝は是れ放逸の人、道に於て懈怠するが故にと嚴戒し、常に質直の行を修すと説き、常に柔和にして能く忍ぶ、一切を慈悲して懈怠心を生ぜずと説き、常に忍辱を行じと説き、若し勇健にして能く難事を爲すあらばと説き、忍辱の大力は、智慧の寶藏なりと説きたり。

第十五從地誦出品には、勤加精進にして、此經典を護持し、

讀誦し、書寫し、供養せんものはと云ひて、勸持品の眞意を再説し、四導師中に上行無邊行の三菩薩を擧げたるが如きは、如來の眞意大なる精進を意味せるものたる可く、偈には、疲倦無きことを得んやと世尊に問ひ上る、次に疲勞あることなきは、世尊の化を受けたるに限る旨を明し、其志念堅固にして、大忍辱力ありと説き、是れ諸大威徳精進菩薩衆と讃じ、汝等當に一心に精進の鎧を被て、堅固の心を發すべし、如來今諸佛智慧、諸佛自在神通の力、諸佛師子奮迅の力、諸佛威猛大勢の力を顯發宣示せんと欲すと説きて、精進の重大なるを注意し、當に精進一心なる可しと説き、汝今信力を出し、忍辱中に住しと説き、常に靜處を樂み、勤行精進にして、未だ曾て休息せずと説きては、靜處の精進を示し、一心精進にして

阿僧祇劫
無量阿僧祇劫
無量阿僧祇劫
無量阿僧祇劫

無上慧を求むと説き我が道法を學習して晝夜常に精進す
と説き志念力堅固にして常に智慧を勤求すと説き其心畏
るゝ所なしと説き汝等一心に信ぜよと説き勤行精進にし
て善く無量百千億の三昧に入出住し大神通を得久しく梵
行を修しと説き志固くして怯弱なし無量劫來より菩薩道
を行じと説き忍辱心決定すれば端正にして威徳ありと説
きたり。
第十六如來壽量品には作す所の佛事は未だ會て暫くも
廢せず是の如く我成佛已來甚大久遠にして壽命無量阿僧
祇劫なり常に住して滅せずと説きて法華經中の最有力を
る壽量品の塵點久遠の如來と云ふも要するに未曾暫廢の
大精進力に外ならざる事を明し便ち憍恣を起し厭怠を懷

難遭の想ひ恭敬の心を生ずること能はずと説きては怯
弱懈怠者の佛法に遭ひ得ざらんことを恐れて戒め給ふ其
次なる所謂自我偈中にも憍恣の心を生じ放逸にして五欲
に著し惡道中に墮し我れ常に衆生の行道不行道を知る應
に度す可き所に墮つて爲めに種々の法を説くと示せり。
第十七分別功德品には是の如く亦能く忍ぶ若し復勤精
進にして志念常に堅固にして無量億劫に於て一心に懈怠
せずと説き睡りを除いて常に心を攝し是因縁を以ての故
に能く諸の禪定を生ず八十億萬劫安住して心亂れずと説
き況んや復人あり能く此經を持ち兼ねて布施持戒忍辱精
進一心智慧を行ぜば其徳最勝にして無量無邊なりと讚稱
し忍辱にして瞋ることなく志念堅固にして常に坐禪を貴

び諸の禪定を得精進勇猛にして諸の善法を攝すと説き重
ねて其偈にも之を示せり。
第十八隨喜功德品には顯然たる精進を説かざるも一人
を勸めて往いて法を聽かしむる功德是の如し何に況んや
一心に説を聽いて讀誦し大衆に於て人の爲めに分別して
説の如く修行すと勸戒せるも亦一種の精進行たるを失は
ざる可し。
第十九法師功德品には其對機を常精進菩薩として六箇
所に之を叫び給ふ而して其本文中には諸の比丘等法に於
て常に精進し若しは坐若しは經行及び經法を讀誦し或は
林樹下に在りて專精に坐禪すと説き菩薩志堅固と説き諸
所説法は其義趣に隨つて皆實相と相違背せず若し俗の間

の經書治世の語言資生の業等を説くも皆正法に順ずとの
文は精進に關係せざるも亦無二の教訓として味ふに堪へ
たり。
第二十不輕菩薩品には其品名たる不輕菩薩既に精進の
深意を有し對機中なる得大勢菩薩も亦精進菩薩の一族た
り而して其本文中常不輕名を用ふることも十三回得大勢名
を用ゆること八回也尙ほ特記すべきは大威神國と説き六波
羅密の法に説いて應ぜざる究竟佛慧得大勢と説き能く之を
受くるを忍ぶと説けるが如き也。
第二十一如來神力品には諸佛如來の大威神力を表はし
て精進の眞意を示したり。
第二十二囑累品には我無量百千萬億阿僧祇劫に於て是

の得難き阿耨多羅三藐三菩提の法を修習すと説き、又對機中に上行菩薩の存在せるを見る。

第二十三藥王菩薩本事品には、難行苦行と説き、苦行を樂習すと説き、精進經行して、一心に佛を求め、萬二千歳を滿ち已りて、一切色身三昧を現ずるとを得と説き、我神力を以て佛を供養すと雖、身を以て供養するに若かずと説きて、實行主義の必要を示し、尙ほ進んでは自身を然して供養する功德を稱して、是れ眞實の精進にして、是れ眞法を以て如來を供養すと名くと説き、更に精進の供養を施中の最上施とすべき旨を明せり、是れ精進の眞意を最も露白せるに過ぎざる也、又勤行大精進にして、所愛の身を捨つともあり、是の忍を得と説き、廣宣流布の文あり。

第二十四妙音菩薩品には、久しく已に衆の徳本を植ふと説き、甚深智慧を成就すと説き、勇施菩薩を示し、我等亦勤めて之を修行せんと欲す、此三昧を行じ、乃ち能く是菩薩色相大小と威儀進止とを見ると説き、小惱を安穩にして堪任欠住すと云ひ、得勤精進菩薩を示したり。

第三十五觀世音菩薩普門品には、無畏を以て衆生に施すとあり、又觀世音菩薩の應現化度は、絶大の信仰的活動を示せるものにして、彼の千手千眼又は十一面觀世音の如きは、寸秒の間隙なく十方世界に活動せんとする慈悲的大理想の實現化したるものと云ふ可く、精進中の精進結晶たり。第二十六陀羅尼品には、勇施菩薩あり、羅刹女中に無厭足持瓔珞あり。

三念正念五如力分道類
十處勤根、極、也
七、足、八、七、也
七、は、七、也
道四四四、五覺正品

第二十七妙莊嚴王本事品には、久しく菩薩所行の道を修すと言き、三十七品道法を助くと説き、大威徳藏三昧と説き、阿耨多羅三藐三菩提心を發すに堪任すと説き、出家修道と説き、是れ法華經を受持するに堪任すと説き、久しく已に通達すと説き、比丘となりて精勤修習すと説き、佛道の法を助くと説き、出家修道と説き、常に勤精進にして、妙法華經を修行すと説き、衆の徳本を植ゑ、不可思議諸善功徳を成就すと説きたり。

第二十八普賢菩薩勸發品には、四法成就の一には、一切衆生を救ふの心を發しと説き、我身を見るを得て甚大歡喜し、轉た復精進すと説き、是れ法華經を修習せんと欲せば、三七日中に於て、應に一心に精進す可しと説き、當に是人普賢

行を行ずるを知る可しと説き、不可思議功徳甚大慈悲を成就すと説きたり、尙ほ此外本經中に勤精進の意味を表はしたる無上道を求め、菩提心を發し、一心修習、志固不退、轉地を得、不退地に住す、菩薩行を信じ、大誓願を發す等の文字も少からず。

法華經全體に於て、勤精進を勸めたる文字、凡そ三千語之を全體の本文に比すれば、優に二十幾分の一に相當せり。

是を以て之を觀る、其所説の餘りに博大なるが爲めに、却つて一貫の教理なしと云へる法華經に於て、一部一品として、精進修行の眞意を開闡せざるはなし、而して其精進の一語に限りて、此の如く緻密精細を極め、形容各々其體を異にして説示し給ふ所以は、他なし、全く此法華經の眞意が勤精

進を勸誠し給はんが爲めなるを知る、又之を他力宗派の根本所依とする無量壽經に見るに、勤善と説き、未だ會て慢恣せずと説き、勇立と説き、戒聞精進と説き、戒忍精進と説き、堅正にして卻かずと説き、力精と説き、我行は精進にして、忍んで終に悔いずと説き、至心に精進すと説き、無上道を求むと説き、忍力を成就すと説き、退轉せずと説き、菩提心を發すと説き、一向專念と説き、憍慢と弊と懈怠とは、以て此法を信じ難しと戒め、聞くと精進なりと説き、厭怠の心なしと説き、厭足なしと説き、疲倦なしと説き、志勇精進と説き、勤めて善を爲すと説き、各々勤めて精進すと説き、努力して自ら之を求むと説き、勤行して道德を求むと説き、勤身と説き、努力して勤めて善を修すと説き、精進にして度世を願すと説き、專

度世とは
善根とは

精にして道を行ふと説き、勤めて之を行ふと説き、當に勤めて精進すべしと説き、專精に學を修むと説き、忍辱精進と説き、勤めて禮讓を修すと説き、精進勇猛と説き、其心を勸進すと説き、又因力縁力意力願力方便之力常力善力定力慧力多聞之力施戒忍辱精進禪定智慧之力正念正觀諸通明力如是調伏諸衆生力如是等力等とありて、絶大の意力精進勇猛心を表はせり、其精細驚嘆するの外なく、而して精進の一語に於て斯の如く緻密を致せるは是れ亦他力信仰の原素とし、ても絶大の努力心の存在する事を示せるものたり、其他遺教經の汝等一心に精進す可し、努めて止まらずんば事として成ぜざるなしと云ひ、華嚴經の菩薩は勤めて最勝精進すと説きたるが如き、諸經に多く此精進を説き、且つ釋尊が重要

の經典を説かるゝ毎に必ず其對機中に常精進菩薩勇立菩薩無量勇菩薩無邊勇菩薩師子奮迅菩薩師子精進菩薩勇銳力菩薩師子威猛伏菩薩無量精進菩薩不休息菩薩勇施菩薩等を選びて加へ給へるは實に甚深幽遠の隱意あるものに於て佛敎道德の原素を約して精進の一行に接するを闡明したるものなり世間未だ佛の此密意を開顯せず吾人の怪しむ所なり佛道然るのみならず世道一切亦然らざるはなし見よ世に如何に才人賢子と稱せらるゝも勤勉を缺きて成功したる例しなく又如何程愚鈍無才と雖も勤勉積みて息まずして成功せざる例あるとなし之を戊申詔書には「自彊息々ナルヘシ」と宣ひ詩には夙夜懈らずして以て一人に事ふと云ふ中庸に人一度して之を能くすれば己れ之を

百度す人十度して之を能くすれば己れ之を千度す果して此道を能くすれば愚と雖も必ず明柔と雖も必ず強とあるは之を云ふ也論語に飽食して終日心を用ふる所なからんよりは博奕をも爲すべし之を爲すは徒食に勝るべしと戒めたるには深意あり又宰予の晝寝せるを見て朽木は彫る可らず糞土の牆は朽る可らずと嚴戒せるとあり子路の益を請へるに對しては倦む事なかれと教へ自ら其道を爲したるを我は生れながらにして之を知るものにあらずして古を好んで努めて之を求め得たるなりとせり釋尊の如きも其絶大の證悟を得んが爲めには無限の努力を提供したる結果也佛陀は一日一食の修行が不放逸の基本にして不放逸は此等解脱を實行する大本なる事を見一日一食の訓

尙ほ今精進の心的要素に就かんに、精進を近世心理學上より解説すれば、意思の部分に屬すること明白なり、意思は吾人が精神界の衝動發作的方面にして、吾人が意識せる凡ての行動は必ず一度意思の支配の下を通過して表はる、古代のストア哲學派が、プラトン、アリストートル等の理想説に反して、實行主義の哲學と稱せられしは、其意思を以て實行の唯一原素と説きたるによるに徴して、明かなり、而して意思の遂行を全からしむるものは、努力即ち精進也、ゼームスが道徳的行動とは、最大抵抗の方向に進む行動なりと云へるは是也、即ち意思は行動の原素にして、努力は意思の指揮者なり、指揮者常に倦まず、行動成らざらんとするも能はざるなり、若し夫れ意思と佛教心所との配當に至りては、吾

人別に成案あり、他日の機會を俟つて讀者に問ふ所ある可し。
 最後に注意すべきは、勤勉心所の應用方法如何の問題是也、今之を説いて、吾人が勤心所の重大を切言する所以を明かにせん。
 世に惡に強ければ善にも強しと云へる諺あり、眞に能く道徳實行上の根柢を穿ちて餘蘊なしと云ふ可し、強き惡事は之を遂行するに必ず勤なる心所の作用を要す、然り勤なる心所の作用を要するが故に、強惡者には尙ほ勤心所の存在するを認む可し、印度の阿育大王と龍樹菩薩の前身は實に作欺、奸淫、放縱、猜智、所有罪惡を以て満たされたり、然れども其一變改心するや、阿育大王は佛教界唯一の大外護者と

が過去の罪惡又は現在の行動上に就て觀察研究し、若し勤
 心所の存在するあらば、大罪大惡人も忽ち感化の法を授與
 すべく、又勤心所の微弱なるを認めれば、先づ夫に職業を與
 へて努めて彼が努力心を養成すべし、而して後其努力勤勉
 心が充分に發達して以て惡事を除去し、善事を作勵するに
 堪へ得るを見て、適當の感化法を授與せんが恐らく其効果
 に至大なる可し、此の如きの研究は佛教心理學止に根據す
 る者至便とす、同法の人及び感化事業に従事するものは須
 る此原理に精通すべきなり、
 人として其心所中に勤勉勵作の要素を著すのなきは、小
 兒の發動に就て見るべし、老來怠惰なるは他縁の爲めに之
 が發達を妨げたるのみ、故に力めて修養せば如何なる惰者

も勤勉家たらむも、
 ずと云ふ事なし、
 既に説いて治罪感化の根柢に及び之が完全は勤勉心所

の發達如何にありとせり、教育勸語の實現も亦努め勵みて
 實行し得るの最大原因たる勤勉心所の養成に外ならざる
 を諒得す可し、吾人は實に未曾暫廢の大努力と獅子奮迅の
 大精進とを以て、處世の唯一信條と爲さざる可らず。

實踐教育勸諭叢書

完結

本書は、教育勸諭の實踐を論ずるに當り、教育勸諭の意義、目的、方法、及びその實施の手續を、系統的に論じて、教育勸諭の實踐に當るべき注意点を示す。本書は、教育勸諭の實踐に當るべき注意点を示す。本書は、教育勸諭の實踐に當るべき注意点を示す。

明治四十四年六月廿七日印刷
 明治四十四年七月一日發行

並製金八拾錢

著者 堂屋敷竹次郎

發行者 森江英二

印刷者 佐久間衡治

印刷所 株式會社 秀英舎工場

東京市本郷區春木町貳丁目十二番地

發兌元

東京市本郷區春木町貳丁目
 振替口座 東京八貳壹九番

森江書店



未許複製

讀者に謹告す

本書は淺學菲才なる余の著作にして、固より讀者の満足を買ふに値ひせざるも、若し本書によりて余が滿身國家を憂ひ、佛教を思ふの衷情止みがたきに出づる一片の精神を汲み給ふの人士あらば、乞ふ本書に對する感想を記して送付せられんことを、余は今後本書の完備又は本書の精神を世に流布するに當りて、忠實なる諸賢の教誨に聞き、之が體行に力むべし。

刊行成るの日

東京市本郷區春木町二丁目森江書店に於て著者記す

豫告

余は本書の著述に當りて可成平易に普汎的に構成せんと欲せしも、筆を執るに及んで論ずべき事の餘りに多き爲めに、實踐門を説くに盡さざるものあり、故に余は更に不日續篇として

實踐勅語精義

と題して本書の遺漏を補ひ、聊か實踐門の參考に資する所あらんとす、讀者之を諒せよ。

祖先崇拜は日本國に於ける最大美習也、之を完全に實現せしむる手段として苦心發明せるは本過去帖也

寺院用過去帖

年代表、檀家見出、表、寺院記録欄附

上製金貳圓五拾錢
並製金貳圓參拾錢
郵送料金拾八錢

▲製本

用紙美濃紙極上質、表紙上等綴子和裝、三百枚綴

本過去帳は從來の法名、俗名、死亡年月日、享年等は勿論信仰の如何並に寺院に對する功勞死因、家系關係、經歷大要等極めて規律的に記載する法を設けあるに拘はらず、文明國最新式の記帳法を應用してイロハ順に依て索引を附け、一目の下に如何程古き法名も見出を得、又年月順次に記入するの便もあれば年回忌を操るに簡便なり

新發明の

永代祠堂帖

特製金貳圓五拾錢
上製金貳圓五拾錢
並製金貳圓參拾錢
郵送料金拾八錢

▲製本

用紙美濃紙極上質、表紙上等綴子和裝、三百枚綴
特製用紙美濃紙最極上質、表紙錦四方金、絹捻糸房付

過去

位牌在家用過去帖

縦六寸
巾二寸六分
折本製

特製金貳圓、用紙烏子、大和錦表紙四方金、上製金壹圓
定價 大和錦表紙四方金、中製金五十錢、本綴子表紙、並製金
參拾錢、錦綴子、郵稅各金四錢

祠堂帳は法名、懇志金額、亡者年月日、俗名、申込年月日、摘要、施主の住所姓名の欄あり
十部以上の御註文は割引あり又郵送費を減する便利あり
在家用過去帖は第一位牌の代用としての必要なり、内容の記事は、法名、俗名、亡年月日、生年月日、享年、死因、住所、職等、墓所の所在地檀那寺、導師名、家系關係、經歷の概要は勿論、一人分宛年回忌を設け、何回忌は何年月日に當る事を一目の下に知るを得、又巻首には年代表ありて年回忌出に至便なり

版權所有發行所

日本佛教新聞社

京都市油小路三拾七番地

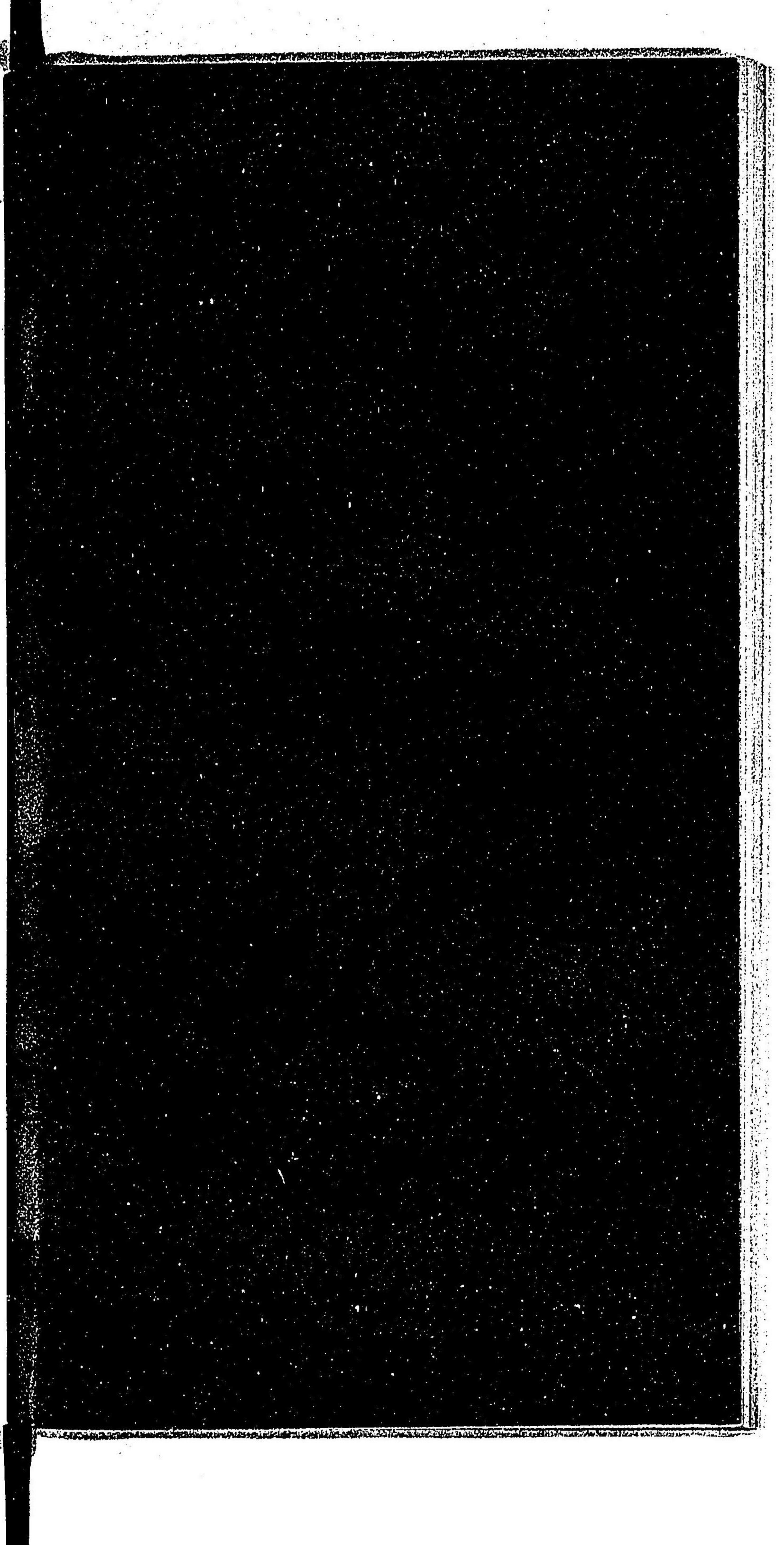
申込所

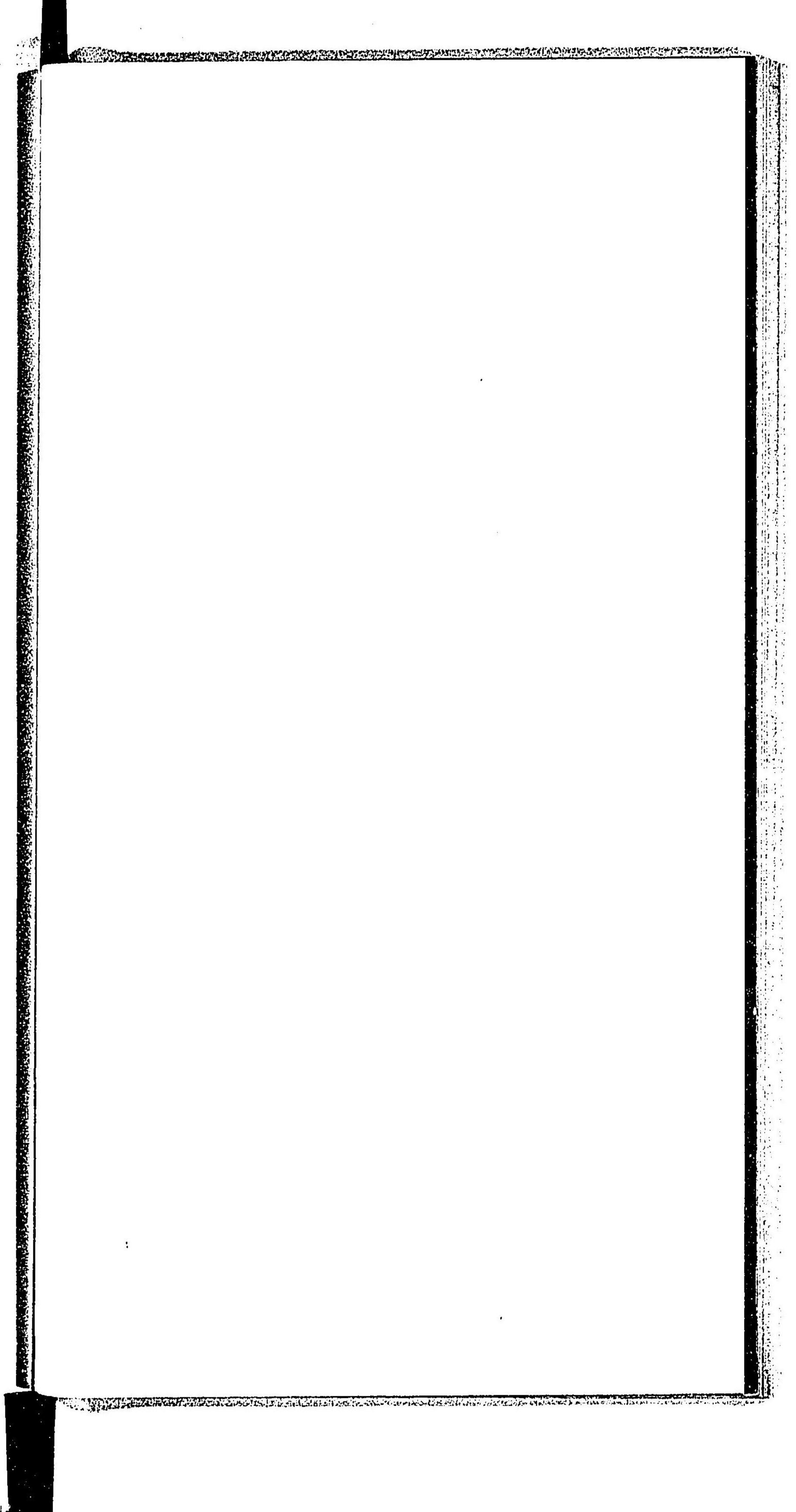
鶴飼 静治郎

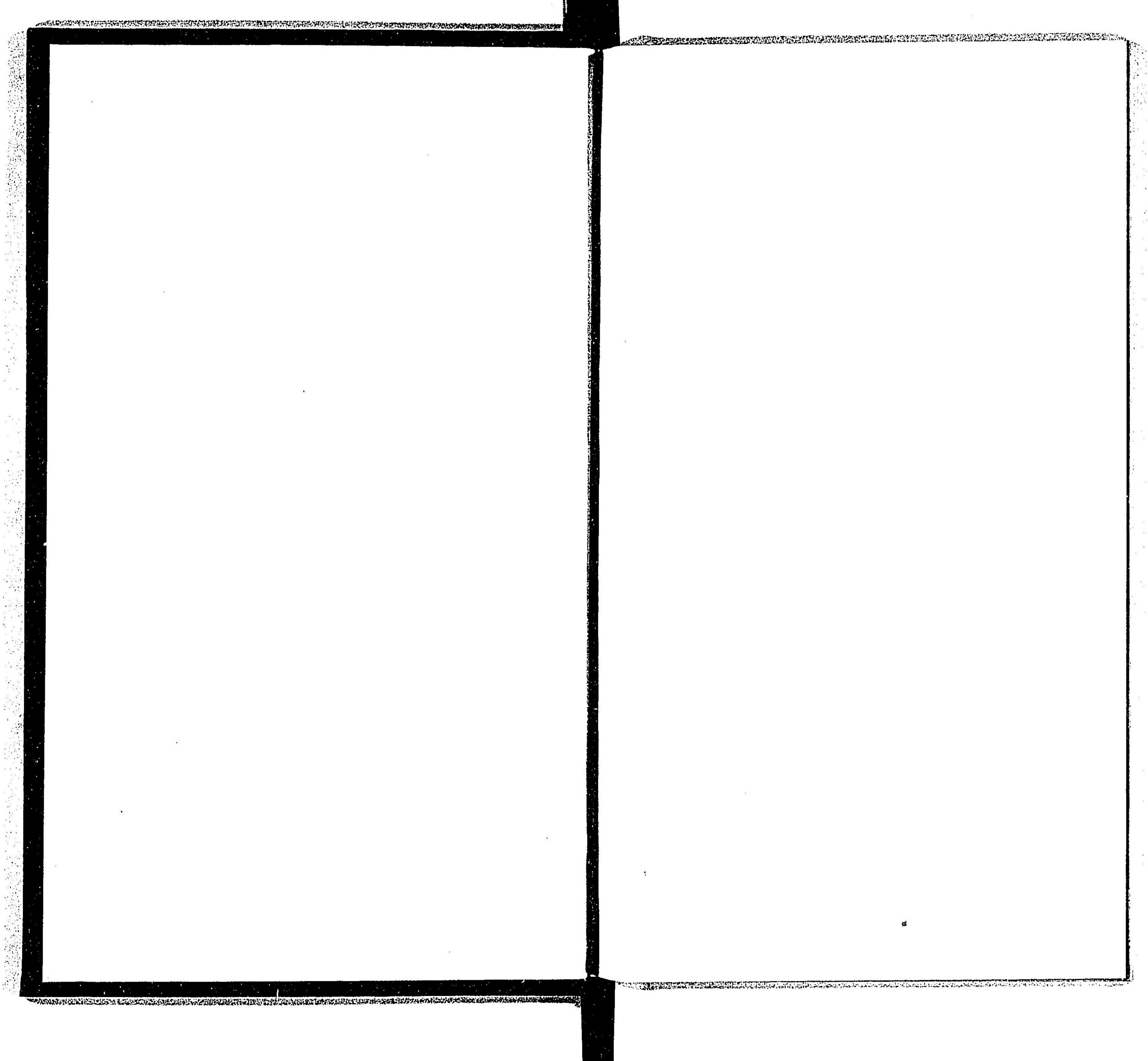
特約販賣人

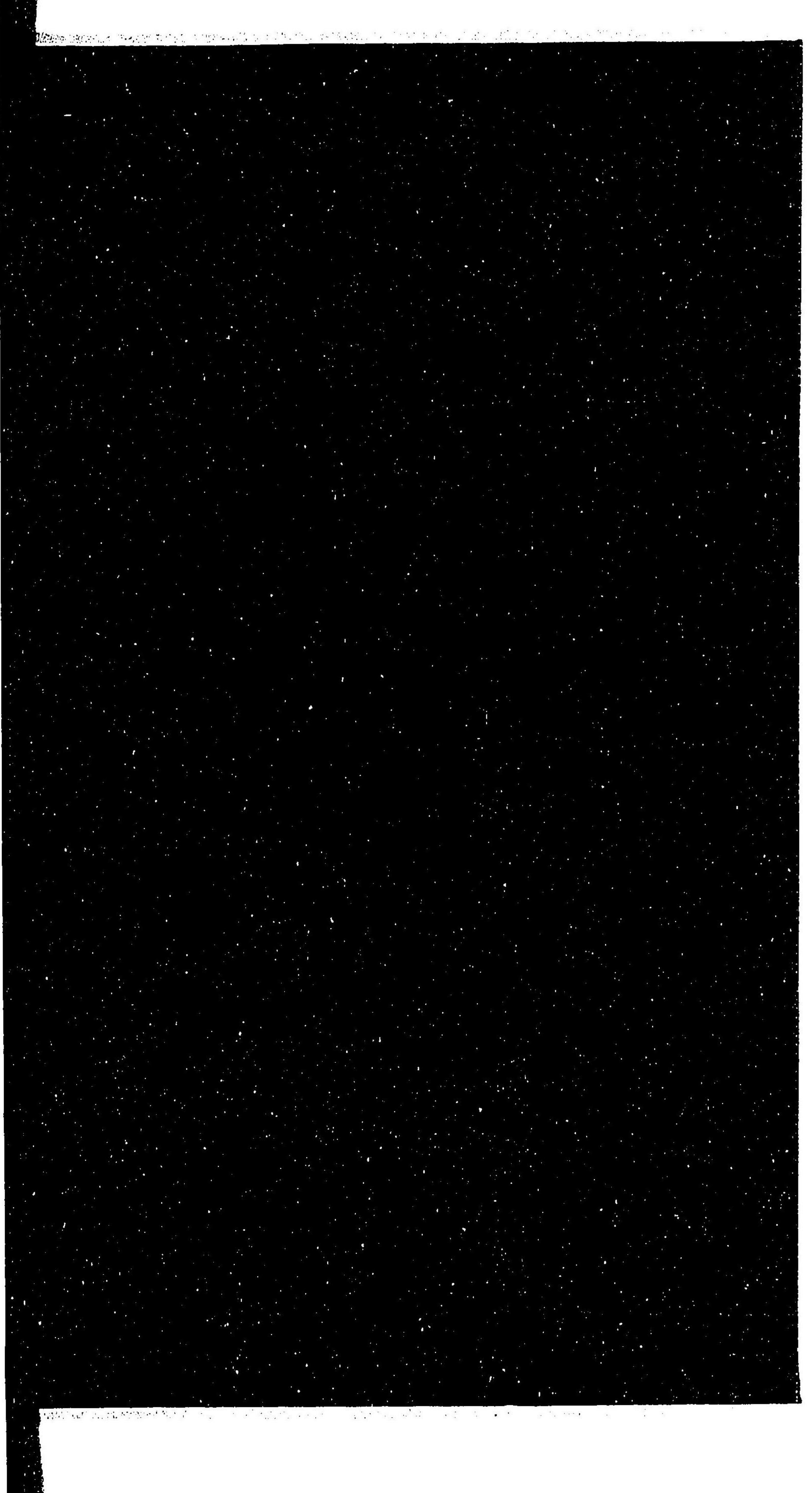
大河原 鉄吉

鹿兒島市塩屋貳〇貳番地









特21

605

012359-000-2

特21-605

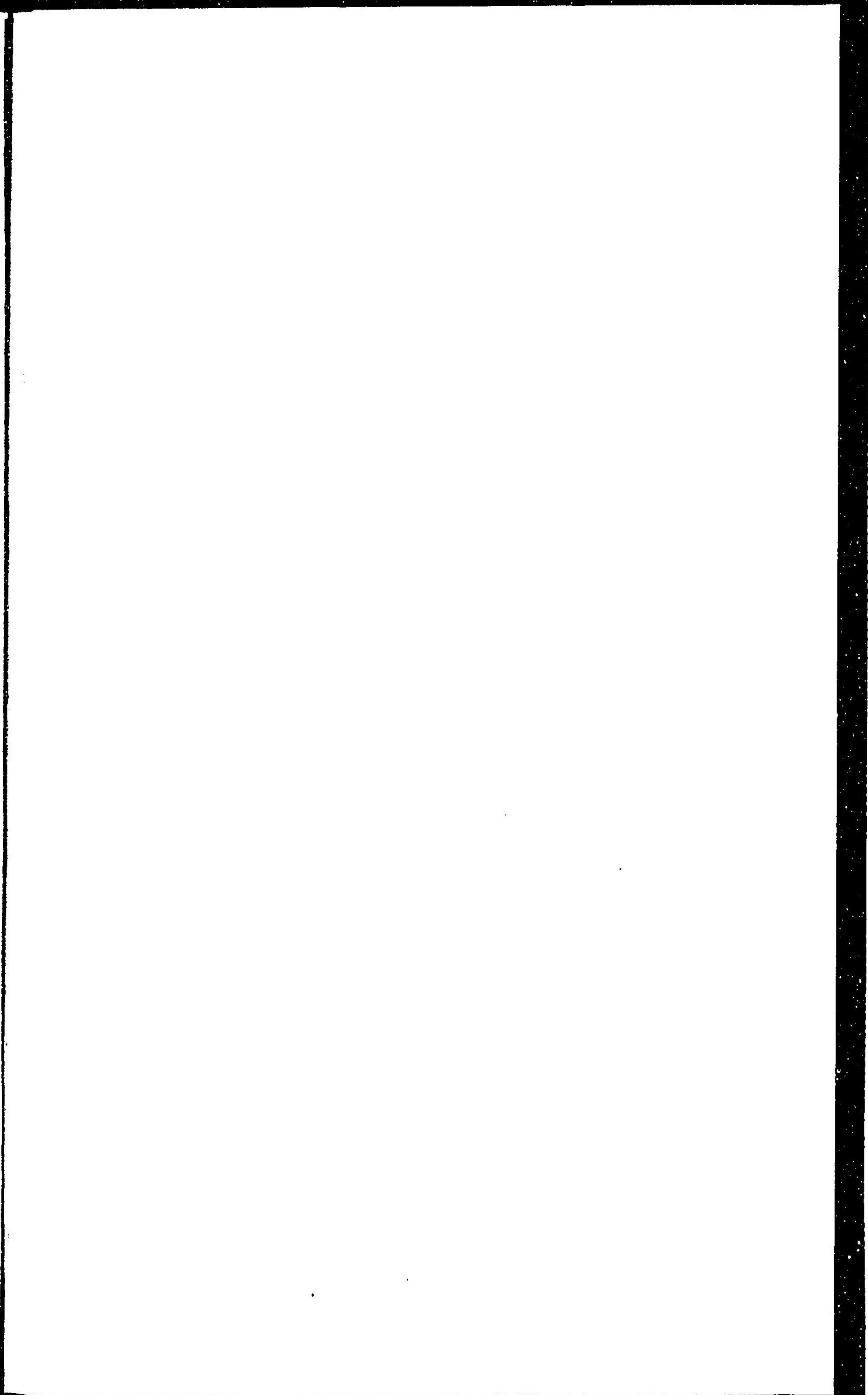
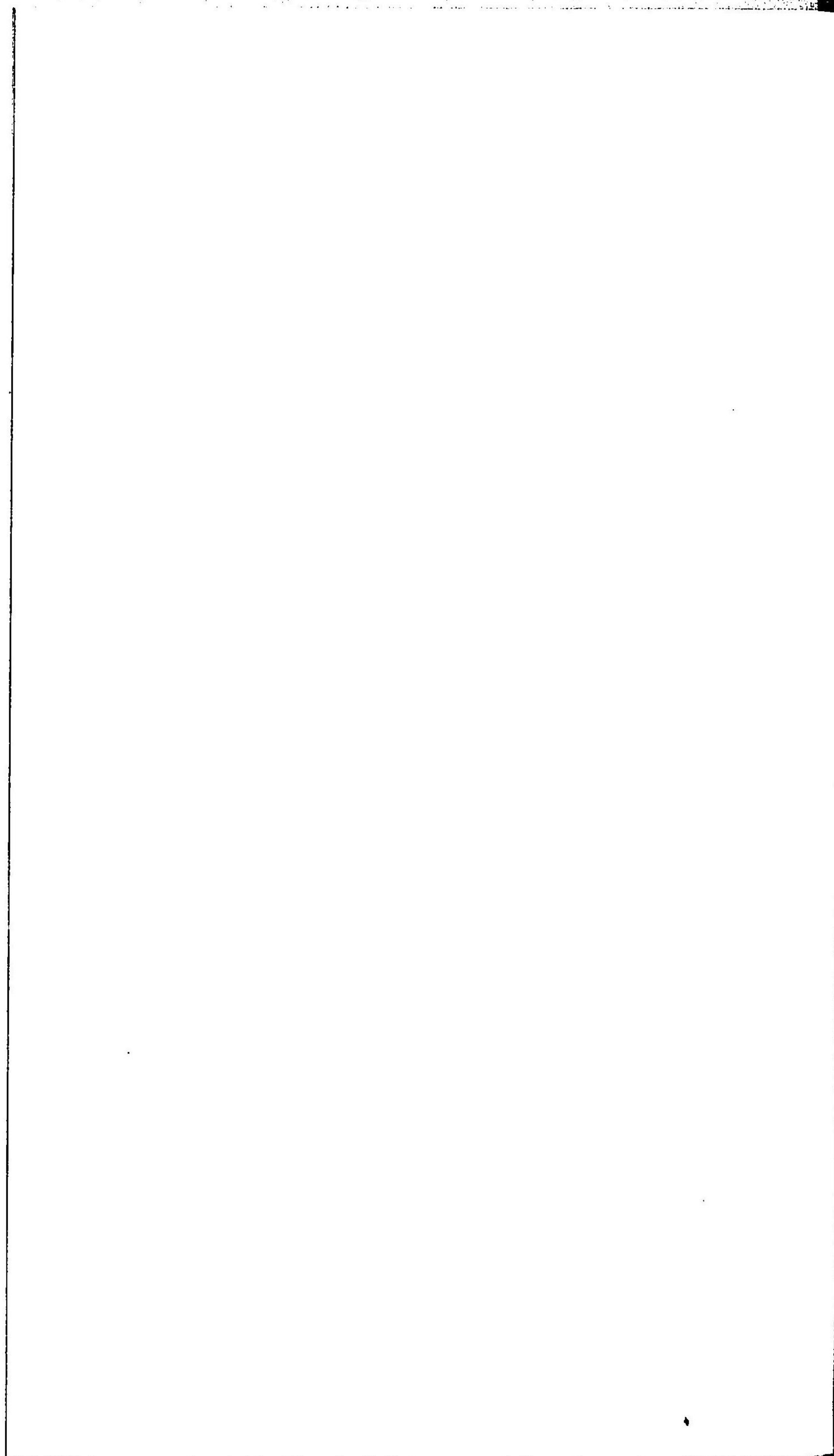
勅語真髓(実践教育)

堂屋敷 竹次郎/著

M44

AAH-0204





THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY

UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY